

令和6年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和6年6月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和6年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

| 順位 | 質問者          | 質問事項の要旨  | 質問の相手     | 備考 |
|----|--------------|--|-----------|----|
| 5  | 13番<br>松岡 信博 | 1. 町長の政治姿勢について<br>①高鍋町の政治環境について。<br>二元代表制政治の政治家のモラル<br>②職員の情報管理について。<br>③補助金等の適正化基準について。<br>企業立地奨励条例の優遇制度<br>固定資産の課税免除<br>企業立地補助金<br>雇用助成金<br>④令和6年3月定例会 町長答弁について。<br>⑤竹鳩橋建設計画について。                                    | 町長        |    |
| 6  | 12番<br>檜原 富子 | 1. 通学路の安全性について<br>①通学路の安全のための道路やその周辺の整備はどのようにおこなっているのか。<br>②定期的な点検なども学校や地域などでの連携はできているのか。<br>③危険な側溝や、わかりづらい段差などの把握と今後の整備予定はどうなっているのか。<br>④自転車通学をしている道路の整備計画はどのようになっているのか。<br>⑤例えば「町民一斉清掃」・「環境美化の日」として年2回くらい行う事はできないのか。 | 町長<br>教育長 |    |

|   |            |   |    |  |
|---|------------|---|----|--|
|   |            | <p>2. 海水浴場の監視棟やトイレについて</p> <p>①海水浴場監視棟の老朽化が進んでいるが、今のままで安全な海水浴場を開くことができるのか。</p> <p>②設備や救助活動のための道具などは整っているか。定期的に点検整備はおこなっているのか。</p> <p>③海水浴場が開いてない時はオートキャンプ場に手や足を洗うような施設の整備はできないのか。</p> <p>④トイレは、未だに昔の落ちそうなトイレのままでいつ子どもが落ちてもおかしくない状態ですが整備予定はないのか。</p> | 町長 |  |
| 7 | 5番<br>春成 勇 | <p>1. 県道及び町道の路肩の管理について</p> <p>①県道及び町道の路肩の環境整備で路肩の草刈りを行っているが、現在は除草剤を使用した為、路肩が崩壊するのではないかとと思われるが、そのことについて伺う。</p>   | 町長 |  |
|   |            | <p>2. 建設工事の基準について</p> <p>①高鍋駅改修工事で建設工事の中で電気工事と管工事が分離発注しなかったのはなぜか判断基準を伺う。</p> <p>②設計業務の中で管工事に給水負担金が含まれている。<br/>普通は施主（高鍋町）が支払う事ではないか、そのことについて伺う。</p> <p>③エレベーター設置ができないとの事だがJRとの最後の交渉は出来ないのか伺う。</p>  | 町長 |  |
|   |            | <p>3. 道路整備について</p> <p>①樋渡地区の権現前・茂広毛線の道路拡幅工事について伺う。</p> <p>②樋渡（1）線の道路整備について伺う。</p>   | 町長 |  |
|   |            | <p>4. 排水路について</p> <p>①ダイナムからポンプ場までの排水路の浚渫及び伐採について伺う。</p> <p>②蚊口の排水路、すき屋から樋渡水門までの浚渫及び伐採について伺う。</p>   | 町長 |  |

|   |              |  |           |  |
|---|--------------|--|-----------|--|
|   |              | 5. 小丸河畔野球場について<br>①ナイターの証明が現在水銀灯になっているが、将来的にLED照明にできないのか伺う。  | 教育長       |  |
| 8 | 14番<br>緒方 直樹 | 1. 竹鳩橋について<br>①竹鳩橋について町長が考えるプランを伺う。<br>②特別交付税について伺う。<br>③竹鳩橋等整備促進期成同盟会の進捗状況を伺う。<br>④学校整備事業費との兼ね合いをどう考えているのか。   | 町長        |  |
|   |              | 2. ふるさと納税について<br>①当初予算目的達成のために町長が考える政策を伺う。   | 町長        |  |
|   |              | 3. 人口増加・移住・定住支援について<br>①施政方針9人口増増加・移住・定住支援の推進及び支援の拡充とあるが具体的な方法とはなにか伺う。   | 町長        |  |
| 9 | 15番<br>古川 誠  | 1. これからの小中学校の学びについて<br>①AI型ドリル「キュービナ」導入の評価について<br>②小中学校での金融教育について<br>○金融教育の現状について<br>○今後の取り組みについて<br>③GIGAスクール構想の推進について<br>○ICT支援員について<br>○タブレットの持ち帰り状況について<br>○オンデマンド授業の取り組みについて<br>○今後経常的にかかる経費について<br>○AI型ドリル「キュービナ」の利用状況について<br>○自由進度学習の実践について | 町長<br>教育長 |  |
|   |              | 2. 町営住宅の柔軟な活用について<br>①町営住宅を高鍋高校生の寮として活用できないか   | 町長        |  |
|   |              | 3. 小中学校施設の老朽化改修について<br>①改修計画と工期について<br>②改修プラン決定に議員や町民の意見は反映されないのか  | 町長<br>教育長 |  |

|  |  |   |           |  |
|--|--|---|-----------|--|
|  |  | 4. 自治公民館の在り方について<br>①公民館での子ども食堂の現状について<br>②これからの自治公民館運営について | 町長<br>教育長 |  |
|--|--|---|-----------|--|

出席議員（14名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 日高 正則君 | 2番  | 森崎 英明君 |
| 3番  | 橋 重文君  | 5番  | 春成 勇君  |
| 6番  | 兒玉 秀人君 | 7番  | 中村 末子君 |
| 8番  | 田中 義基君 | 10番 | 森 弘道君  |
| 11番 | 加藤 秀文君 | 12番 | 檜原 富子君 |
| 13番 | 松岡 信博君 | 14番 | 緒方 直樹君 |
| 15番 | 古川 誠君  | 16番 | 永友 良和君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 徳永 恵子君 | 事務局長補佐 | 永友 優一君 |
| 議事調査係長 | 宮本 敦子君 |        |        |

説明のため出席した者の職氏名

|                  |        |           |        |
|------------------|--------|-----------|--------|
| 町長               | 黒木 敏之君 | 副町長       | 小山 圭一君 |
| 教育長              | 島埜内 遵君 | 代表監査委員    | 三輪 見敏君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 |        |           | 横山 英二君 |
| 財政経営課長           | 野中 康弘君 | 建設管理課長    | 芥田 賢治君 |
| 農業政策課長           | 飯干 雄司君 | 農業委員会事務局長 | 杉 英樹君  |
| 地域政策課長           | 山下 美穂君 | 危機管理課長    | 宮越 信義君 |
| 会計管理者兼会計課長       |        |           | 鳥取 和弘君 |
| 町民生活課長           | 日高 茂利君 | 健康保険課長    | 井戸川 隆君 |
| 福祉課長             | 杉田 将也君 | 税務課長      | 濱本 生代君 |
| 上下水道課長           | 渡部 忠士君 | 教育総務課長    | 岩佐 康司君 |
| 社会教育課長           | 濱本 明俊君 |           |        |

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

## 日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

昨日10日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、13番、松岡信博議員の質問を許します。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。おはようございます。今回は、町民に最も身近な政治、町長や議員の二元代表制政治について考えたいと思います。

世論調査では、国会の政治不信により、日本で信頼できない職業ランキングは政治家がワースト1位となっています。地方議会においても、厳しい評価がされています。地方議会は町民と一体であり、町民の生活を第一に考える責任があります。また町民も、議会政治や自分たちの納めた税金がどのように使われているのか、関心を持たなければなりません。それが、政治不信を回復させる第一歩になると考えます。

しかし、高鍋町の政治は、あらぬ方向に進んでいるように見えます。一昨年の令和4年5月と9月に、高鍋町議会の信頼を損なう、卑劣な行為が行われました。当時、2名の議員の名誉を傷つける、悪質な旬刊新聞の記事が掲載されたのです。その新聞を何者かが宮崎中央郵便局に持ち込み、帯封をして高鍋町内の約6,000世帯に配られるという、信じがたい事件が起きました。これは、高鍋町の政治不信を招く、とんでもないことです。こんなことができるのは、相当資金力のある人物の仕業と考えます。

幸いなことに警察が動き、関係者の事情聴取を行い、2名の議員が旬刊新聞に書かれた内容を確認した結果、記事は事実でないことが判明、証明されました。被害に遭った議員の1人は、監査報告で高鍋町の厳しい財政状況を議会で報告し、また別の1人は財政運営は一部の企業だけでなく、多くの町民にとって公平・公正な予算執行でなければならないと、町長に一般質問で厳しく追及をしていました。その年、11月は町議会議員選挙で、告示半年前の出来事でした。2人が落選するよう、タイミングを図った何者かの関与が疑われると、町民からの声が上がっていました。

そして今年、令和6年3月と4月に、今度は企業立地奨励条例の改正を町長に進言する、私、議員松岡信博の記事が旬刊新聞に掲載されました。いかにもありそうな嘘の内容を誇張した上で、町内にまかれました。私、松岡信博は、過去2回、町長選挙に出馬した経験があります。黒木町長とも戦っております。来年早々に行われる、令和7年2月の町長選挙の選挙妨害が目的ではないでしょうか。

このように、高鍋町で起きている一連の事件は、二元代表制政治において町長や執行部をチェックする議員への言論弾圧、口封じになると感じます。また、町長に反対したらこうなるぞとの、ほかの議員への忠告と捉えられても仕方がないと思います。このような議員への弾圧行為は、民主主義政治の崩壊の始まりです。ここで伺います。町長は、このような高鍋町の政治環境をどのように考えているのか。また、二元代表制政治の町長の、政治家としてのモラルはどのように考えているのか、町長に伺います。

あとの質問、②から⑤までは質問者席から行います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さんおはようございます。お答えいたします。

まず本町の政治環境に関する御質問でございますが、先ほど議員がおっしゃった事例に関しましては、特定の新聞社が自らの取材の結果を基に記事にしたものであり、町が関与しているものではないことから、当該事例をもって本町の政治の在り方について述べるべきものではないと考えております。

次に、私の政治家としてのモラルについてでございますが、例えば他人に迷惑をかける、嘘をつかないなど、社会の一員として当然に守るべき価値観を持ちながら、町や町民の皆様方のために職責を全うしていくことを信条といたしております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。現在の高鍋町議会議員を取り巻く政治環境は、異常事態と言っても過言ではありません。今年3月にばらまかれた旬刊新聞の記事に、高鍋町が訴えられた裁判の弁護士費用の詳細がありました。その情報は一般的には公表されておらず、議員さえ知りません。町長が訴えられた被告で、議員松岡信博が住民訴訟の原告、住民7名の代表です。そんな議員を誹謗中傷するため、高鍋町の執行部の情報が利用されました。

そこで、高鍋町の職員の情報管理はどのようなものか、また情報管理のモラルはどのように指導されているのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。日頃から地方公務員法をはじめ、町が保有している情報に関する関係法令の遵守を徹底するよう、職員に指示しているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。この情報がなぜ外部、旬刊新聞に出たのか、不思議に思われますが、町長はどう思われるか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。基本的に予算書等で広報しておりますので、調べればすぐ分かることだと聞いております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。旬刊新聞に書かれた弁護士費用の詳細は、役場職員しか知らない情報です。議員さえ知りませんでした。町民が入手困難な情報を記事にしているので、町長及び執行部の関与が疑われる流れになっております。

それでは次に、今年3月初めに配られた1回目の旬刊新聞に、議員、松岡信博、ベトナム人への差別発言と掲載されておりました。そこで、3月定例会の一般質問において、差別などせず、意図的に町民とベトナムの方を分けて発言したところ、そのような発言は大きな問題がある、差別発言だと町長が食いついてきました。その町長の発言が、4月発行

の2回目の旬刊新聞の記事になっています。議場は録音ができません。会議録も作成されていない時点で、町長の発言がそのまま記事になってしまうと、町長が旬刊新聞に記事内容をリークしたと容易に想像されてしまいます。

黒木町長には、議場での発言、執行部の情報管理の問題など、町長が疑われても仕方がない動機や要素が十分にあります。確たる証拠がなく、断定できないだけです。しかし、議員への弾圧行為は、臼杵町政や吉本、小澤町政では起きませんでした。なぜ今、黒木町政でこのようなことが立て続けに起きるのか、非常に違和感を覚えます。

そこで伺います。議員を誹謗中傷する記事を町内にばらまく行為は、二元代表制政治の崩壊につながると考えますが、町長はどのように思われるか。それに、町長と旬刊新聞との関係性はどのようなものか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） ちょっとここでしばらく休憩します。

午前10時11分休憩

.....  
午前10時14分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。新聞を多数の方に配った事例につきましては、町が関与していませんので、特に申し上げることはございません。また、私は議員がおっしゃった新聞社と、何の関係性も持ち合わせておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。次の質問は通告をしていますが、町長は覚えていると思います。平成25年2月に、私が前小澤町長と町長選挙を戦ったとき、平成24年12月17日に黒木町長が、当時、電話で、誹謗中傷の怪文書が出回るのは常套手段だ、選挙にありがちなもので止められない、家族がかわいそうだ、3世代まで恥をかくので、町長選挙の出馬はやめなさいと忠告されました。

しかし、その行為が選挙妨害の疑いがあるとして、黒木町長は高鍋警察署刑事課捜査第2係の刑事より、取り調べを受けました。その後、今度やったら選挙妨害で逮捕すると刑事から言われたことを、町長より聞かされました。そのとき相談した弁護士記録、告訴状にその記述が残っています。最終的に、町長の世間体を考え、刑事告訴はしませんでした。今現在、このような事件が起きるのであれば、あのとき、刑事告訴をしておくべきだったと考えます。

そこで伺います。誹謗中傷の怪文書を常套手段と考えている町長が、旬刊新聞を町内にばらまかせたと町民から疑われても仕方がありません。町長にその事実を伺います。

○議長（永友 良和） これちょっと待ってください。通告がないので、町長答弁する必要はないんですが、これも。どうされますか。通告制になっていますから、一般質問は。これ答えないということですね。

だそうです。松岡議員、よろしいですか。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 休憩。

○議長（永友 良和） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

.....  
午前10時18分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

答弁はしないということで、再開いたします。

13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。自分がやったとは言えないと思います。しかし、高鍋町の政治環境は乱れに乱れています。誰かの都合の悪い議員は選挙に出さない、落選させようとする動きです。強いて言えば、町長に都合の悪い議員の誹謗中傷の旬刊記事を配って、一番メリットがあるのは誰か、町長が疑われても仕方がない流れになっています。

町長が来年2月に3期目の町長選挙に出馬するのであれば、動機は十分にありと疑われます。ほかに動機のある者は見当たりません。今後、このような旬刊新聞がまかれると、一番先に疑われるのは町長だということを自覚してほしいと思います。町長の支援者の可能性もあるので、疑われないように十分気をつけていただきたいと思います。

それでは次に、補助金等の適正化基準について質問をいたします。まず補助金支出の原則とはどのようなことか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。地方公共団体の補助金支出について、地方自治法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において寄附、または補助をすることができると規定をされており、補助金の交付に当たっては、まず公益性があることが前提条件となっております。補助金支出の原則とは、公益上必要であると認められる特定の事業や研究、団体などを育成、助長するために、地方公共団体が対価なく支出するものであると認識をしております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。全国の自治体では、補助金支出の適正化を図るため、ガイドラインを作成しています。高鍋町は策定しているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。本町では策定をしておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは補助金の原則にある公益性とはどのようなことか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。公益性とは、補助目的が政策、施策と合



致するか、本来、行政が果たすべき役割を補完し、不特定多数の利益の増進に寄与するなど、補助金の制度上求められる判断基準の1つでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。有効性とはどのようなことか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。有効性とは、補助金の趣旨や目的、交付金額に見合う効果等が期待できるかなど、補助金の制度上求められている判断基準の1つでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。地方自治法第2条14項、最小の経費で最大の効果とはどういうことか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。あらゆる事務事業の遂行に当たり、経済性や効率性等を発揮するために、必要最小限のコストで最大限の効果や成果を実現するよう努めることと、解釈をしております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。地方自治法第232条の2、公益上必要のある場合とはどのようなことか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。補助を行うに当たっては、公益性、公平性、有効性などに照らし、慎重にその必要性及び効果等を検討し、客観的に公益上の必要性があると認められる場合に行うべきものであると認識をしております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。高鍋町も補助金支出の適正化を図るため、ガイドラインを策定すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。補助金につきましては、予算査定等において補助対象の範囲、補助率、補助単価及びその効果等について慎重に協議を重ね、その結果を予算に反映させているところです。ガイドライン、極めてシンプルな内容ですが、その策定につきましては、その必要性も含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。現在、企業立地奨励条例の固定資産の課税免除は回数制限もなく、繰り返されてきました。しかし高鍋町の場合は雇用条件もなく、公益性が認められません。地方自治法第232条の2、補助金の公益性に該当しないと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まちづくりは長期ビジョンに沿って、中長期的に取り組むものです。産業振興、地場産業の振興はその大きな柱です。長期的に大きな税収や雇用の場を作り出す、その取組は全国全ての自治体が行っております。福祉、子育て、教育、町民生活、それを支えるのが地域の産業です。高鍋町企業立地奨励条例に基づく固定資産税の課税免除については、産業振興や雇用機会の確保を図り、町税の発展に寄与するものでございますので、何ら公益性の考え方に反しないものと考えております。

○議長（永友 良和） 松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は、固定資産の課税免除は、企業が長年高鍋町に在籍し、納税をしている企業への感謝とか、自分の企業は年間1,000万円以上の固定資産税を払っているのに、公益性があるなどの発言をしています。しかし、それは単に、法律で決められた納税額に過ぎません。幾ら1,000万円以上の投資ができる大きな企業で、納税額が多いといっても、それを企業立地奨励条例の指定企業の公益性と判断するのは間違いと思います。

では、次の質問ですが、企業立地奨励条例において、公益性のない固定資産の課税免除は、地方税法第343条の企業の納税義務違反に当たると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。固定資産税の課税免除については、地方税法第6条第1項の規定により行っておりますので、納税義務違反ではございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。では次に、町長が代表取締役を務める黒木本店は、過去21回の課税免除を繰り返しています。課税免除であろうが、補助制度です。公平性、必要性、公益性が説明できるのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほども申し上げたように、高鍋町企業立地奨励条例や規則、それに関わる地方税法に基づいて課税免除を受けておりますので、十分に公平性、必要性があるものと考えております。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時28分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は、町民から税金を徴収する立場です。しかし、町長在職中にもかかわらず、黒木本店は3回の課税免除を受けています。町民に対する町長の道義的責任をどのように考えるのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。該当の課税免除につきましては、高鍋町企業立地奨励条例に基づき、適正に申請されたものを適正に処理し、課税免除となっているため、何ら問題ないと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 休憩いいですか。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

.....  
午前10時29分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。道義的責任を感じないということは、町民の代表としての自覚がないということではないでしょうか。

では次に、黒木本店の代表取締役は2名おり、町長が代表取締役のまま課税免除の優遇措置を受けると、法律で禁じられる行政執行者が補助制度を利用できない、民法108条第1項の利益相反、双方代理の規定違反が疑われてしまいます。

そこで伺います。町長が在職中、黒木本店の代表取締役を続ける正当性や理由を、町長に伺います。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。ちょっと休憩します。

午前10時30分休憩

.....  
午前10時31分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。この場でお答えすることは、何もございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は良心に従って、偏った団体や企業に利益を誘導しないという、正しい行政運営が義務づけられています。つまり、公平・平等な事業において予算を配分し、公平・平等に税金を徴収しなければならないということです。

そこで伺います。せめて町長という職責がある間は、固定資産の課税免除申請はしないほうが賢明と考えますが、町長はどのように考えるか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋町企業立地奨励条例の目的に合致した手続であり、申請を控える理由はないと判断いたしております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長の職業倫理は地位や権限を私物化し、職務の公平さを損なうような行為は禁止されています。議員や町民に不信感を与えることは、避けるべきと考えます。それでは、町長の職業倫理、責任倫理をどのように考えておられるのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。登壇でお答えしたとおりでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。税金を徴収する立場の者が、自らが税の免除をしているのでは、町民に示しがつきません。町長の職業倫理を遵守してもらいたいと思います。

それでは次に、企業誘致立地により、どのように高鍋町の財政が豊かになるのか、伺います。まず企業誘致で、高鍋町は町外企業と町内企業に分けられます。当然、町外の誘致企業と町内の立地企業では、事業規模が違います。しかし、奨励条例の優遇措置、補助制度は同じになっています。そこがこの条例のおかしなところです。

平成30年以降、町内企業で指定されたのは7社、補助金を受ける企業は5社、井上商店、餃子の馬渡、ヤミー・フードラボ……。

○議長（永友 良和） 松岡議員、これ企業名はどうされますか。出されますか。

○13番（松岡 信博君） 出します。鶏專家一本気、たかなベギョーザ、これは町民の知る権利ですから。補助金総額は1億7,239万円になります。これは、補助金を受けた企業が悪いわけではありません。平等性に欠ける条例に問題があると言っているのです。なぜ町長が改正をしないのか、理解できません。このような高額な補助金を出す以上、高鍋町や町民福祉にどのように貢献するのか、町長には説明責任を果たす義務があります。

そこで、5社に補助する1億7,239万円を回収して財源増になるには、何年先を予定、見越しているのか、町長に伺います。企業の納税実績は証明できると思います。合計額で結構ですので、明らかにしてください。

○議長（永友 良和） はい。あと今の松岡議員の質問の中で、企業名5社を出しましたよね、松岡議員。私は、私の考えといたしましては、この5社の企業名を出すということは、あまりこの5社にとってはいいイメージに受け取られない可能性もあるということで、私はこの5社の発言をどうされますかと今尋ねたところでした。ただ松岡議員は、町民の知る権利だからということで発言されましたので、ここはもう撤回はされませんよね。はい、分かりました。じゃあ続けます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。全国の全ての自治体の事例と同じく、高鍋町企業立地奨励条例の目的は、企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の確保を図ることを目的としており、回収を目的としてはおりません。また、町内企業の納税額については、そもそも補助した財源の補填、回収が目的ではないため、詳細な数字を出す必要はないと考えます。

○議長（永友 良和） 松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。回収が目的ではないのであれば、企業にあげたも同然、利益供与ということになります。自治法第232条の2、補助金は公益上必要のある場合に限られる。それと自治法第2条14項、最小の経費で最大の効果を上げるなどの法律に違反することになりますが、町長はどのように考えるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業立地奨励条例は、全国全ての自治体の目的と同じものであり、正当な条例であると考えます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。では、町長は説明責任をどのように考えているのか、伺います。町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えします。説明しております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。多額の補助をしておきながら、ただ抽象的なことを言うばかりで、具体的な費用対効果を説明しないのであれば、説明責任を果たしたことはありません。大変無責任な補助金制度だと感じます。

高鍋町の企業立地条例の補助金の出し方は、最大の経費で最小の効果しかないように見えます。それは、町外の誘致企業の支援策と町内企業の支援策を、同じにしていることが原因と考えます。町民の多くの方が、町内企業への多額の補助金はおかしいと言っておられます。それでは伺います。町内企業の支援策は、企業誘致とは別の制度を設けるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。兒玉議員のときにもお答えしましたが、現在の企業立地支援ですが、西都児湯で見ましても一番多いのが総額西都市2億2,000万円、都農町、つい最近挙げられて2億円、それから木城町がつい最近挙げられまして9,000万円、川南町が7,500万円、新富町が7,000万円、高鍋町は上限5,000万円という、最も低い補助額であることを認識ください。その考えを基に、現時点で別の補助制度を設ける予定はございません。

○議長（永友 良和） 松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。言うつもりはありませんでしたが、西都の企業立地補助金は投下固定資産税40億円以上した場合2億円ですから、そんな条件がそれぞれ違いますので、ただ金額だけで比較しないでください。

それでは、町長の費用対効果の説明は、口先だけのいい加減な説明です。例えキャノンで1億6,000万円の税収増加になったとしても、地方交付税の仕組みで留保財源の25%しか手元には戻りません。残りません。その25%で、企業誘致で投資した30億円を取り戻すには、75年もかかるということです。町長はこのような地方交付税の仕組

みが分かっておられるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。普通交付税の算定において、標準的な地方税収入の見込み額の75%が基準財政収入額に算入されることは、理解しております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。留保財源の仕組みを分かっているのなら、真剣に条例の改正を考えてほしいと思います。町長は、宮崎キヤノンに投資した14億円は7年で回収できると、本会議上で言っていましたが、町長の発言は間違いだったようです。

では次に、優遇制度の雇用助成金は、パート従業員を5名以上採用すれば、1人につき30万円を企業に払うことになっています。そこで雇用助成金を交付する目的は何なのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。全国全ての自治体の条例と同じく、雇用促進奨励金の目的につきましては、雇用機会の確保及び人口減少の抑制を図り、町税の発展に寄与することを目的としております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。今の日本は、深刻な人口減少、人手不足の社会現象となっています。外国からの労働力に頼らないといけない人手不足の状況で、企業に助成金を払っても町民の雇用拡大、人口増加になるはずがありません。企業の給与負担を軽くしているだけの、補助金の二重払いと考えます。

そこで伺います。高鍋町においても、働く人が不足しています。この現実を無視して、まだ雇用助成金を企業に払うつもりか、町長の考えを伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。雇用促進奨励金の交付につきましては、工場等を新設、または増設した事業者の新規雇用に対して交付しております。これは全ての自治体と同じでございます。ここでいう新規雇用者とは、事業開始日から一年間以上継続して雇用され、かつ当該雇用期間中に町内に住所を有していた者であり、町民の雇用機会の確保に寄与しております。したがって、今後も条例に基づいて交付していく考えでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。この条例は、補助金を出すことが目的になっています。費用対効果を考え、条例を改正するか廃止にするか、執行部が正しく判断していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。前回3月定例会において、町長は私の発言で、町民とベトナムの方を分けたところ、そのような発言は大きな問題を感じる、差別発言だと言われましたが、どのような理由でそのようなことを言われたのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。発言の理由につきましては、松岡議員の真意はさておき、その発言内容が差別的に感じるものであったからであります。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長発言や旬刊新聞の記事では、いかにも私がベトナムの方を差別して、ベトナム人に助成金を出すなど反対しているように聞こえます。しかし、助成金を受け取っているのは企業です。ベトナムの方ではありません。企業を介して働いてくれる人に補助金を払うなら理解ができますが、その事実はありません。企業に助成金を出す必要がないという意見を、ベトナム人への差別発言にすり替えて、ただ私を非難しているだけです。くだらない主張だと感じます。

では次に、前回3月定例会で町長が発言された企業立地奨励条例が設立されて、唯一最も恥ずべき事例とはどのようなことか、その内容を町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業の目的は継続であります。誘致企業、あるいは企業立地奨励条例を受けた地場産業につきましても、長期に存在してこそ固定資産税や雇用の促進を行うことができます。条例に基づく奨励措置を受けながら、会社が倒産してしまい、同条例の目的を達成することができなかったという事実のことでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それはどこの企業のことを言ったのか、実名でお答えください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。申し上げるつもりはございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長の答弁で、倒産するような会社が一番よくない、倒産させる経営者が公益性がないなどと言われましたが、何の目的で発言されたのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋町企業立地奨励条例に基づく奨励措置は、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とするものであり、倒産という理由で、これらの目的を達成することができなかった事実に対し、発言をしたものでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長が優遇措置を受けた会社の倒産情報を、本会議上で発言する人権侵害、人格を傷つける偏見発言を、どのように考えて発言したのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私の一連の発言は、人権を侵害し、または偏見を招くものであるという認識はいたしておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。登壇の質問でも伺いましたが、これまでのやり取りを踏まえて、行政執行者のモラルを御自身は守っておられると考えているのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。冒頭でお答えしたとおりでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それではここで、町長の発言に対し抗議をいたします。会社とは言え、倒産情報を議場において拡散することは、個人情報を守らなければならない公務員の姿勢から外れた行為と考えます。黒木町長は、本年3月定例会本会議場一般質問の場において、議員を侮辱する目的で、私が会社を倒産させた経営者であることを吹聴する答弁をしました。そのことは令和4年6月定例会において、企業立地奨励条例で最も許されない行為が倒産であり、帽子をつくっていた会社で、その経営者は今議員をしているという発言から分かります。その会社は、平成7年に固定資産の課税免除を受けた後、平成17年に法律で定められた手続により清算し、解散しました。

しかし翌年、平成18年には株式会社ミルカンパニーを設立し、同じ不動産と工場施設を買い戻し、固定資産税や法人税も滞りなく納めてきました。それなのに、町長は私がいかに高鍋町に損害を与えたかのような表現をしました。議員を侮辱する目的で発言したとしか受けとめられません。そこで、町長の虚偽答弁、不適切発言に強く抗議をし、町長に発言の撤回と謝罪を求めます。どうぞ、町長。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず倒産と廃業は違うんです。これ企業立地奨励条例を出す場合、廃業は人に迷惑をおかけしませんが、倒産というのは多大な負債を多くの方に残して、大きな損害を与えるという、これは企業経営者なら誰もが考える大きな事実です。謝罪等をするような発言はしていないと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は経営者としては成功しておられるかもしれませんが、人間として唯一恥ずべきことは、自分の誤りを認め、謝罪ができないことだと思います。町長の人間性が疑われます。町民の代表としての自覚を持ってほしいものです。

では、次の質問です。前回3月定例会の町長答弁で、裁判費用で高鍋町は1,000万円の多大な被害を受けたと発言をされました。自治法第242条の2第1項、住民訴訟についてどのような認識を持っておられるのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。住民訴訟は、地方公共団体の執行機関、または職員による財務会計上の違法な行為等が住民全体の利益を害するものであり、これを防止するため、住民参画の一環として住民に対しその予防、または是正を裁判所に請求する機会を与え、



地方行財政の適正な運営を確保することを目的としたものであり、正当な手続を経たものであれば、当然に住民に対し認められる権利であると認識いたしております。

○議長（永友 良和） 松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は、町民から住民訴訟で訴えられたことを重く受けとめていないようです。訴訟内容は、黒木町長による不当な予算執行を阻止するための裁判訴訟です。国民に与えられた当然の権利です。しかし、国家賠償法の法律により、直接町長を訴えることができず、結果的に税金が使われ、高鍋町が損害を受けました。そして議会議員の過半数が、町長や商工会議所の説明で騙されるような形で予算を承認しているので、裁判は棄却されました。

しかし高鍋町が、商工会議所に家賃合計2億6,700万円を払うことは事実です。それに町有地を不適切な価格で貸し出し、3,308万円の不利益となり、それを合わせた3億円の損害賠償により、高鍋町は訴えられました。町長が行った行政行為で高鍋町に損害を与えたのに、その自覚さえありません。訴えた住民側が悪いと開き直っております。そんな自己判断能力が欠如しているからこそ、企業誘致で30億円、竹嶋橋建設で無理な防衛省の補助を当てにして、また15億から20億円を使うのではないかと考えられます。それを合わせると50億円です。高鍋町の財政がますます厳しくなります。歴代の町長で、これほど町民の納めた税金を無駄に使う町長はいないと思います。当然、そのしわ寄せは、将来にわたり町民の重い負担となります。

それでは竹嶋橋建設計画について伺います。

高鍋町は2040年問題で今後、財政状況が厳しくなることが予測されます。そのような状況下、橋を建設するのでは、将来の子どもたちに負担をかけることが目に見えています。それでも令和8年度に竹嶋橋建設計画を実行するつもりか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。竹嶋橋は老朽化が進んでおり、また幅員が狭く、片側通行で大型車両の通行もできません。しかしながら、そのような状態でありながら、1日2,000台の車の通行がある交通の要所であります。そして、何よりも昨年4月には死亡事故が発生するなど、非常に危険な橋であるとの認識から、早急な架け替えが必要であると考え、茂広毛平付・高岡線の完成後、早ければ令和8年度、詳細設計に着手できるよう、防衛省と協議してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。では次に、人口減少、少子高齢化で高鍋町の税収の減少と交付税減額が予想されます。今後、竹嶋橋建設において、高鍋町が負担にならないシミュレーションはされているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。竹嶋橋架け替え事業につきましては、現在、川田・竹嶋線事業費用便益分析調査を進めているところであり、総工費や工期等が確定していないため、

シミュレーションを作成するまでには至っておりませんが、財源といたしましては、現在のところ補助事業費の70%に防衛省補助を活用し、その残り30%の2分の1に、特別交付税措置を見込んでいるところでございます。

○議長（永友 良和） 松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。全国の自治体が今後ますます財政状況が厳しくなると危機感を持つ中、高鍋だけは町民の負担にならないとは信じられません。竹鳩橋建設においても、企業誘致と同じく費用対効果を考えない、無謀な計画と感じます。

それでは最後に、私は町長の政治姿勢が余りにも企業や商工団体の一部利益に偏り、町民のためにならないと考え、町長の政治姿勢を正すよう常に求めてきました。しかし、町長にはその自覚さえありません。黒木町政において、高鍋町の財政難と今までかつてない政治の混乱を招いたと疑われる責任は、重いと考えます。役場職員の人事においても、意見や苦言を言う者は人事異動の権限を利用し、飛ばされるという話も聞こえてきます。

今の高鍋町は、恐怖政治が行われているのではないかと感じます。この政治の混乱に、私たち議員が危機感や緊張感を持たなければ、町政の権力者である町長が平気で情報を操作するようになり、民主主義を支える町民、有権者が騙されることとなります。政治活動、選挙や議会で奇弁や嘘、デマがまかり通れば、町長や職員、議員のモラルや規範が失われていきます。

議会に期待や希望が持てなくなると、町民の政治への関心が薄れていきます。私たち議員が町民の生活に寄り添い、信頼関係を築き、町民のための政治を実現することが、議会制民主主義を守ることにいると思ひます。町民の将来を考へない、高鍋町を借金まみれにするような学習能力のない者は、行政に関わるなどの町民の声があります。政治家である町長や議員の皆さんも、その自覚を持つことを願ひ、13番、松岡信博の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（永友 良和） 松岡議員、今の中に「恐怖政治」という言葉がありました、これはいいですか。そのまま。はい「恐怖政治」という言葉が出ましたので、ここだけはちよつと注意しておきます。

これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、12番、榎原富子議員の質問を許します。

○12番（樫原 富子君） 12番、樫原富子です。おはようございます。本日は傍聴にお越しくださり、誠にありがとうございます。皆様の関心が、議員や行政をより良い方向へつながると確信しております。

では早速ですが、質問をしていきたいと思えます。

先日、散歩中に道路の状況が悪く、転んだというような話を聞きました。私は普段、車を移動手段としているので、高鍋町の歩道の現状を知りませんでした。そこで、実際に歩道を歩いて、危険だと思う箇所が何か所かありました。

そこで通学路の安全性について質問いたします。通告書の1項の①通学路の安全のための道路やその周辺の整備はどのように行っているか。また、通告書1項の②以降は、発言席にて行わせていただきます。

通告書の2項ですね。オートキャンプ場などができ、観光資源ともいえる蚊口浜ですが、魅力的な場所にするにはまだまだ問題も山積しています。その中で、海水浴場監視棟の老朽化が進んでいるが、今のままで安全な海水……。すみません。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。再開いたします。

○12番（樫原 富子君） 通告書1項の②定期的な点検など、学校や地域などでの連携はできているのか。

それ以降の質問については、発言者席にて行わせていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

通学路の安全のための道路やその周辺の整備についてでございますが、通学路の安全点検につきましては、令和3年度に教育総務課が主体となり、建設管理課、町内の小中学校、高鍋警察署とともに合同点検を行っております。その際、通学路の現地を確認し、危険箇所の把握をしております。その後も、常日頃より学校や地域の方々から御意見や情報を頂きながら、危険箇所の把握に努め、対策を行っております。町道におきましては建設管理課が整備を行い、県道におきましては高鍋土木事務所が整備を行うなど、関係機関と連携して、早急な整備に努めてまいります。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 通告書1項の②定期的な点検なども学校や地域などでの連携はできているのか、お答えください。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 先ほどの町長の答弁にもございましたが、点検につきましては関係部署と連携し、合同で行っているところでございます。そのほか、常日頃より学校や地域の方々から御意見や情報を頂きながら、通学路の危険箇所の把握に努め、対策できるところにつきましては、関係機関と連携して随時対策を行い、通学路の安全確保に努めているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 植え込みのところや縁石の草などが伸びて歩きにくいところ、また東小の通学路でアスファルトの舗装もあれば、滑りやすい大きなタイルや、滑りにくいものもありました。これは子どもだけでなく、高齢者や障害者の方も同じく危険ではないかと感じたところがありました。また、そういったところも再度点検をしていただくと助かります。

続いて第1項の③危険な側溝や、わかりづらい段差などの把握と今後の整備予定はどうなっているのか、お願いいたします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 先ほどの答弁でもお答えしましたが、危険箇所の把握につきましては、関係部署と合同で行う点検のほか、常日頃より学校や地域の方々から御意見や情報を頂きながら、把握に努めているところでございます。対策できるところにつきましては、関係機関と連携して随時対策を行っているところでございますが、予算を要するものや様々な協議を要するものがあり、すぐすぐには対策を行えないところもございます。

危険箇所につきましては一覧表を作成しておりますので、対策状況を把握し、随時、関係機関と協議を行い、可能な限り早急に整備が実施できるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 今、通学路だけではなく、高鍋町が推進している健康寿命を伸ばす活動で、ウォーキングをする方も増えてきて、縁石ブロックの反射板などが付いていないところや、剥がれたままのところがありました。これは街灯などの問題もあると思いますが、ぜひとも早期の対応をお願いしたいと思います。

通告書1項の④自転車通学をしている道路の整備計画はどうなっているのか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。県道につきましては、自転車・歩行者道を設置し、自転車も通行できるように整備をしております。また、通学路として整備した町道につきましても側溝の蓋かけ等を行い、自転車や歩行者の通行スペースの確保やグリーンベルトを設置して、交通事故防止を図っております。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 中学生までは自転車通も歩道を使ってよかったかと思いますが、町の整備は割と整っているのですが、持田地区老瀬方面、欄間橋から上がっていく道、市の山地区への道などは県道も含まれているため、整備は難しいとは思いますが、白線が消え、車道までの幅が狭く、とても危険です。特に、今から雨が多くなる季節になりますと、枯草で冠水をするところもありました。さらなるきめ細かい調査及び整備をお願いいたします。また県道もありますので、私も先日伺いましたけれども、土木事務所のほうへのお

願いもよろしくお願いいいたします。

通告書1の⑤例えば「町民一斉清掃」や「環境美化の日」として年に2回ぐらい行うことはできないのか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。道路環境の整備としましては、年3回を限度に道路草刈り作業を行った地区に、道路愛護報奨金を交付しております。また各地区におきましても、地区の一斉清掃等があり、住民の方の協力を得ながら道路環境の維持に努めているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、榎原富子議員。

○12番（榎原 富子君） 宮崎市でも行われていますが、作業を行うことで、近隣の方々と顔見知りになる交流の場ができ、町がきれいになるきっかけとなると思います。そういった活動を全地域でできるようになることを望み、また、これから先、広報などで行っていただければいいかと思っております。

通告書の2項の①、オートキャンプ場などができ、観光資源ともいえる蚊口浜ですが、魅力的な場所にするには、まだまだ問題も山積しています。その中で、海水浴場監視棟の老朽化が進んでいるが、今のままで安全な海水浴場を開くことができるのか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。海水浴場の開設につきましては、監視体制や緊急時対応の計画を策定し、海上保安庁、県公安委員会及び中部港湾事務所に届出を行っております。施設の老朽化は進んでおりますが、監視体制等を含め、安心・安全な海水浴場の運営ができるものと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、榎原富子議員。

○12番（榎原 富子君） 通告書2の2項の②設備や救助活動のための道具などは整っているか。また定期的に点検整備は行っているのか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。海水浴場の設備及び点検についてでございますが、水難事故に備え、人命救助のためのジェットバイク、救助用ボート、ライフジャケットなどをはじめ、場内の注意喚起や広報を行うためのスピーカーなどの音響機器など、海水浴場運営の設備は整っております。また、海水浴場を開設する前や開設期間中に、必要に応じて定期的に点検、整備を行っております。

○議長（永友 良和） 12番、榎原富子議員。

○12番（榎原 富子君） 通告書2項の③、先日、4組のお客様がオートキャンプ場を利用されていたのですが、手足を洗ったりするときに、公園とキャンプ場管理棟を使ったりしていました。そこで、海水浴場が開いていないときは、オートキャンプ場の利用者が手足を洗ったりすることができる水道などの設備計画はあるのか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。現在のところ、オートキャンプ場に足洗い場を設置する計画はありませんが、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 通告書2の④海水浴場のトイレは、未だに昔の落ちそうなトイレのままで、いつ子どもが落ちてもおかしくない状態ですが、整備予定はないのか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。海水浴場のトイレについてでございますが、現在のところ整備の予定はございません。しかしながら、海水浴場の開設期間中及び期間外の利用者数、観光協会が所有される施設の整備に伴う利用者数など、トイレの利用を想定される人数と費用対効果、安全面などを勘案しながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） トイレの整備は学校などでも問題になっていると思いますが、落ちそうなトイレは、今の親子は見たこともないのではないのでしょうか。また、管理棟にトイレはありますが、男女が分かれてなく、使いにくい、どちらも和式トイレのため、年齢や障害に関係なく利用しにくいと感じました。早急の整備が求められると考えます。

自然の中でゆっくりと過ごしてもらうために一番大切なことは、安全で、快適であることだと思います。町民の方々はもちろん、観光などで来られた方々にも大切な命を守るまちづくりを目指していきたいと考えます。高鍋町は、人の命を一番に考える町を目指し、そのために議員はもちろん、行政と町民の方々の力をお借りしないとできないと思います。そのため、町全体が一丸となり、共にそういったまちづくりを務めていきたいと願っています。またそこで町民の皆様方にも、また役場の職員の方々にも御協力のほどをお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。以上で終わります。

○議長（永友 良和） これで、樫原富子議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、5番、春成勇議員の質問を許します。

○5番（春成 勇君） 5番。本日、傍聴席に来てくださいます。誠にありがとうございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

県道及び町道の路肩の管理について。建設工事の基準について。道路整備について。排水路について。1から4までは発言者席にて質問いたします。

次に、小丸河畔野球場について。

小丸河畔野球場のナイター照明は現在は水銀灯になっているが、将来的にLEDの照明にできないのか、教育長に答弁願います。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 小丸河畔運動公園野球場につきましては、現在、平日は早朝や昼間の利用はほとんどなく、ナイター利用が中心となっており、様々なナイター大会や夜間の練習会場として活用されておりますが、議員も御存じのとおり、水銀灯は既に製造中止のため、入手できない状況となっております。

したがって、対応しなければならない問題であることは認識しており、既に検討を始めておりますが、現在の水銀灯の点灯状況を見てみますと、およそ85%は点灯しておりますので、使える間は現状のまま活用していきたいと考えております。ほかの市町村の野球場等の状況を見てみますと、LED化が進んでいることから、今後はナイター照明を改修するとなれば、当然ながらLED化をすることになると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。県道及び町道の路肩の管理について。

県道及び町道の路肩の環境整備のために路肩の草刈りが行われているが、最近、除草剤を使用しているため、路肩が崩壊するのではないかと町民からの声が上がってきています。確かに除草剤を散布すると草が枯れて、地肌が出てきて、雨で土砂が流れていくことがあります。この方が心配するのは、田んぼや畑に土砂が堆積することを懸念しています。

もう1つの問題なのが、除草剤が人体に影響があるとして、アメリカやEUでは除草剤の散布の禁止をしていることを聞きましたので、私が高鍋土木事務所に行き、話を聞きました。県の説明によると、高鍋町内の県道は8路線あり、その中で欄干橋、下町から新富、日置までの路線は、除草剤を撒いていないとのことでした。委託業者も人手がないため、除草剤を50分の1に薄めて使用しているとのことでした。また、田んぼや畑に堆積した土砂は、速やかに片づけるとのことでした。

高鍋町内でも町道はたくさんあると思いますが、現在はどうのようにしているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。路肩の維持管理につきましては、過度に除草剤を使用しますと、路肩の崩壊につながる可能性がございます。町道につきましては、除草剤は極力使用しないように努めてまいりたいと思います。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。建設工事の基準について。

高鍋駅改修工事で、建設工事の中で電気工事と管工事が分離発注しなかったのはなぜか、判断基準をお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。線路の近くで行う工事を線路近接工事と言いますが、この工事はささいなミスが原因で、列車と接触するなどの重大事故につながる危険があるため、一般社団法人日本鉄道施設協会が認定します工事管理者という資格を

有する者の配置が必要です。

高鍋駅舎の改修工事は、この線路近接工事に該当するため、仮に工事を分離発注とした場合、工事に応じてそれぞれに工事管理者の配置が必須となります。加えて、高鍋駅舎は町の施設と鉄道関連の施設が混在をしているため、町主体の工事とJR主体の工事に分かれ、分離発注とした場合、各種手続や関係機関との調整などが煩雑となります。これらのことから、今回の駅舎改修工事につきましては、一括発注としたところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。高鍋駅改修工事で一括請負になりましたけど、今回は屋内工事であり、町の物件である以上、町の指名業者ではないのかなと業者から言われました。また、次にあると思いますけど、ぜひ町内の業者による指名にしていきたいと思います。

次に、設計業務の中で管工事に給水負担金が含まれている。普通は施主（高鍋町）が支払うことではないのか、そのことについて伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。給水負担金につきましては、議員がおっしゃるとおり施主が負担するものであり、駅舎改修に伴い生じる給水負担金につきましても、施主であります町が負担し、支払いをするものであります。給水負担金を工事費とは別途予算化し、町が直接支払う方法もございますが、今回の工事におきましては、工事費に給水負担金を含めた形で設計、発注する方法を採用しております。そのため、給水負担金を受注事業者が間接的に支払うこととなりますが、町が負担し、支払っているものと同様と考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。今回、給水負担金は建設工事に含まれていましたが、公金である以上、施主、高鍋町が支払わないといけないと思います。請負に組み込まず、手数料にて高鍋町が支払うようにしていくのが本当ではないかと思えます。

次に、エレベーター設置ができないとの事だがJRとの交渉はできないのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。高鍋駅ホームのバリアフリー整備におけるエレベーター設置につきましては、これまでバリアフリー整備に関しましてJR九州と協議を重ねてまいっております。その際、跨線橋の構造上の問題、及び費用負担の観点などから、エレベーターの設置は困難だという結論に至っております。

バリアフリー整備はイニシャルコストやランニングコストなどを総合的に判断し、エレベーター設置ではなく、緩やかなスロープと線路を横断するための踏切を設置する平面交差を考えるとところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。



○5番（春成 勇君） 5番。乗客が少ないために、エレベーター設置は難しいと言われています。児湯の中心である高鍋駅は、特急が停まる駅であります。また、宮崎空港まで列車の便がたくさんあり、ビジネスや旅行、お年寄りや障害者などが利用すると思います。現在、バリアフリーの話の中で、エレベーターの設置が必要と私は思っております。諦めずに交渉していただきたいなと思っております。

次に、道路整備について。

樋渡地区の権現前・茂広毛線の道路拡幅工事について。

樋渡地区より、3年前から要望が出ていると思います。モナコパチンコ南側駐車場から、駐車場カーブミラーのある道路から東までの約140メートル近くが、一車線道路になっています。交通量が多くなると車両が離合するために、無断で空いている空き地を利用する状況が続いております。

この道路は、パチンコエーワンリンク、児湯青果市場、2棟のアパート、樋渡区の住民等多くの方が利用しています。また、この道路には2か所の家の排水管が別々に布設されており、このため、排水側溝も必要であると思います。関係する用地の人も、現在、何名かは拡幅工事に賛成しています。また水道管も相当古くなってきている状況なので、配管替えが必要であると思います。

地区の要望に対し、町は、現在はどのような進捗状況になっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。町道権現前・茂広毛線は、消防団第2部機庫から青果市場までの延長685メートルの道路で、ほとんどが改良済みであります。幅員の狭い約140メートルにつきましては宅地等があり補償等も出てきますので、事業化には緊急性や費用対効果等を考慮しながら、計画する必要があると考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。計画を立ててやっていただきたいなと思っております。

次に、水道管も相当古くなっているように思いますが、水道管の布設替えを上下水道課長はどう思っているのか、答弁願います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。只今、議員の御指摘の路線でございますけれども、昭和56、7年頃に布設された管路だというふうに思っております。確かに老朽化が進行しておりますので、昨日の中村議員の一般質問にもつながるお答えにはなりませんけれども、道路改良などの機会を捉えて、排水管布設替えをして、経費を抑えていくということは大変重要でございますので、建設課のほうにおきましてそういう計画がなされたときには、水道管につきましても併せて布設替えを計画していきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、樋渡（1）線の道路整備について。

樋渡地区より要望が出ていると思いますが、70メートルぐらいの道路で、何か所か穴が開いております。20年ぐらい前に水道管の布設のときに、舗装がボロボロだったので、設計以上の舗装をやっております。しかし、水道管の布設を行っていないところはそのままの状況です。部分舗装をやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。路線全部のアスファルト舗装を行うには、相当の事業費がかかりますので、当面は穴が開いているなど、危険な箇所の部分補修で対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、排水路について。

小丸地区のパチンコダイナムから国交省高鍋事務所の南側の排水ポンプ場までの排水路の浚渫及び伐採について、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。ダイナムの南側につきましては、雑木が茂っている状況がございましたので、昨年度末に伐採をしたところでございます。県道の東側の伐採につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。浚渫については、排水能力に影響するような堆積土砂は確認できませんでしたので、都度、様子を見ながら行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。今の答弁で、排水能力に影響するような堆積土砂は確認できずとのことでしたが、毎年、土砂の堆積、雑草、雑木等は生えてきます。家庭の排水から農地・宅地側溝から排水路に流れてきます。自然と下流のほうに土砂が堆積してきます。例えば、下水道の浄化センターでは、集まった産廃を順次撤去運搬しています。排水路の管理を土砂の堆積、雑草、雑木全て一緒に撤去していただきたいと思います。排水路は毎年できないかもしれませんが、3年から4年に1回は、ぜひ排水路の管理をやっていただきたいと思います。

次に、蚊口の排水路、すき屋から樋渡水門までの浚渫及び草刈り、伐採について、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。青果市場の端から上流部につきましては、樹木の繁茂、堆積土については軽微な状況であります。下流部につきましては、雑木が茂っている状況がございました。浚渫につきましては、排水能力に影響するような堆積土砂は確認できませんでしたが、今後、伐採・浚渫につきましては、様子を見ながら行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 蚊口の排水路の管理を、先ほど申しましたように、最低でも3年

か4年に1回ぐらいはしていただきたいと思います。

次に、小丸河畔野球場のナイター照明は、今後も使用できるようにお願いしたいと思います。今回、初めて教育長に質問いたしました。教育長には、次の教育長にしっかりとこのことを引き継いでいただきたいと思います。教育長、長い間本当にお疲れさまでございました。

以上で質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、14番、緒方直樹議員の質問を許します。

○14番（緒方 直樹君） 緒方直樹。皆さまこんにちは。14番、緒方直樹でございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目、竹鳩橋について。

竹鳩橋について、町長が考えるプランを伺うということをさせていただきます。

そのほか2番から4番については発言者席にて、質問をさせていただきます。残りのふるさと納税、人口増加・移住・定住支援についても同様に、発言者席にて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩を取りたいと思います。1時10分より再開いたします。

すみません。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

竹鳩橋架け替えに向けたプランについてでございますが、まず現在、川田・竹鳩線事業費用便益分析調査を行っており、その内容を11月までに議会に対しまして、御説明をしたいと考えております。工期につきましては、令和7年度に防衛省補助事業であります、茂広毛平付・高岡線道路改良工事が終了いたしますので、令和8年度に新規の防衛省補助事業として開始し、令和8年度から設計を行いまして、令和10年度頃に工事着工できればと考えております。

次に、財源につきましては、茂広毛平付・高岡線道路改良工事と同じ、防衛省施設周辺対策事業補助金、民生安定施設助成を活用したいと考えております。補助率70%で、残り30%の2分の1に、特別交付税が措置されることとなっております。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩を挟みたいと思います。先ほど申しました、1時10分より再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時08分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。まず先ほど前半で、町長の考えるプランを伺うということで、伺いました。そこで、まず確認として、防衛省の補助70%ということですが、これはもうまず間違いないもの、されるのかという、その確認を先に行いたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。昨日、兒玉議員の一般質問でも町長がお答えしましたとおり、現在はまだ補助事業について国との協議前であり、確定事項ではございませんが、民生安定施設の助成に係る補助の割合、または額についての通達によりますと、補助率は70%でございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。ではその70%ということを仮定として、これから特別交付税について、伺いたいと思います。まず特別交付税、これは補完措置として設けられているものでありますが、利用するための要件は満たしているのでしょうか。まずそこをお伺いします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。竹鳩橋架け替え事業に関して申し上げますと、特別交付税に関する省令におきまして、当該事業が防衛施設周辺整備法に規定する民生安定施設の整備事業として、国の補助金の交付決定がなされていることが基礎的な要件とされております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。確かにこれは特別交付税に関する省令3条のところの15というところであるということは私も確認しておりますが、ちょっとそこで条文を見たときに、0.5を乗じた額とするということですが、これは間違いなく0.5なのか、それとも総務省のほうで、例えば0.5が基本だけど、もしかしたら若干変動があるのかなという考えがあるのかどうか、伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。省令の規定では0.5となっておりますので、今の時点では0.5というお答えになります。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。失礼いたしました。取りあえず、現状ではそこということで、実際に総務省のほうでどうなるか分からない可能性はなきにしもあらずという、現実的にはないと思いますけれども、そういう可能性があるかどうかだけ、ないということにならないでかまいません。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。可能性ということで申し上げますと、交

付税というのは国の予算の総額が決まっております。例えば、その年度に大規模な災害が発生したとかというような場合においては、その総額によって調整がなされる可能性もありますけれども、そういった大規模災害が発生した場合については、国も補正予算を編成するということがありますので、現時点で絶対ということとは言えませんが、今のところ省令では0.5ということでお答えします。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。確かにこちらの特別交付税というのは、4%です。地方交付税の4%しかないということなので、ちょっとそこで心配なのが、特別交付税というのは申請すれば必ず利用できるものなんでしょうか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。この竹嶋橋架け替え事業に関して申し上げますと、国から防衛施設周辺整備事業に関する調査という照会がなされます。その照会に対しまして、地方自治体のほうが報告した数値、これに基づきまして特別交付税が算定され、措置をされることとなります。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。ですね。利用はできると私も思っておりますけれども、そこで、利用できるということの仮定でお話しさせていただきますが、特別交付税、一応これは私も調べて分かっているんですが、一応、議事録に残したいという理由で発言させていただきます。起債と同時併用は可能でしょうか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。特別交付税と地方債発行を併用することは、議員お見込みのとおり可能でございますが、竹嶋橋架け替え事業に伴う特別交付税の措置額は、地方債や特定目的基金繰入金等の特定財源を充当した場合は、積算の際にその額が控除されることになっております。また、竹嶋橋架け替え事業に伴い、発行が可能な地方債につきましては、交付税措置がないことから、現段階では補助裏の全額を特別交付税を含む一般財源で賄うほうが有利との判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） もうちょっと分かりやすく言うと、結局、同時併用はできませんということですのでよろしいですね。そのことをちょっと伺ったんですが。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。同時併用することは可能なんですけれども、同時併用した場合には、地方債を充てた残りに特別交付税が措置をされますので、地方債を借りられなかった場合のほうが、当然、特別交付税措置額が多くなりますということでございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 分かりました。そしたら仮に特別交付税が認められ、要するに許可が下りましたよということで、予算編成はどのように、これはまだ予算が決まってないのであれですけど、ちょっと予想としてのお答えで構いませんので、お願いします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。仮定の話ということになりますけれども、防衛省の補助がもし採択がされた場合につきましては、その補助を財源に予算措置をするという場合におきましては、措置が見込まれる特別交付税につきましては、省令に基づき積算の上、予算に計上することになると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） そのような場合、毎年、毎年の予算編成をされるということになると思うんですけども、その場合、支出額の変動が出てくると思いますが、それについて問題がないのか、またどのように対応していく考えなのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。竹嶋橋架け替え事業の財源内訳は、防衛省の補助が70%、残りの30%が一般財源を予定しております。一般財源の2分の1に相当する額は、特別交付税を予算計上する予定でございますが、残り2分の1の町の負担額につきましては、一般財源を充当するほかの事業の歳出予算額と合わせて、財源不足が生じる場合につきましては、これまで同様、財政調整基金等を計上しまして、予算を調整することになると考えておりますので、現時点では、竹嶋橋架け替え事業費の変動が大きな問題をもたらすとまでは考えていないところでございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。今のお話、ちょっとメリット・デメリットのお話も出てきたのかなとは思いますが。起債した場合のメリット・デメリット、要するに特別交付税がないよという場合で、残りの30%を起債したといった場合のメリット・デメリットであったりとか、また特別交付税を利用した場合のメリット・デメリットというのをちょっとお伺いしたいんですけど、まず起債した場合のほうからお願いいたします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。起債、地方債を発行するメリットといたしましては、地方債の発行で資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに関わる財政負担を後年度に平準化することで、世代間負担の公平性が図られる点が挙げられます。一方、デメリットといたしましては、竹嶋橋架け替え事業に伴い発行可能な地方債には、後年度の元利償還金に交付税措置がないことや、毎年度の地方債の発行によりまして後年度の財政負担が増加し、財政の硬直化を招くリスクがあることなどが挙げられます。

以上です。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。確かにそのようなメリット・デメリットがあるということ、特別交付税を利用した場合は単年度ごとの、デメリットとしてはそういうことかなど。単年ごとにまた計上していくというのが、例えば特別交付税を使ったときに今の省庁であれば、まず問題なく継続されていくと思いますが、仮に変わりましたとなったときに、仮に、変な話ですけど、竹嶋橋途中でやめるっていうこともできるのではないかなと思うのが、特別交付税だと思うんですよ。その可能性はあるかないかで、お願いします。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時22分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。特別交付税を利用した場合のメリット・デメリットとしてお答えをしたいと思います。

特別交付税を利用した場合のメリットといたしましては、防衛省の補助70%の残り、30%の2分の1に当たる金額が特別交付税として措置される見込みであることから、地方債の発行に頼らず事業実施が可能なが挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、防衛省補助の残り30%の2分の1を一般財源で賄わなければならないため、その財源として財政調整基金を繰り入れることにより、状況によりましては事業期間中に基金残高が減少する可能性があることが挙げられます。

以上です。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。確かに、私もそうなのかなと思っておりまして、その確認を取らせていただきました。確かに起債する、もしくはこちらの特別交付税を活用する、どちら一長一短あるのかなと思います。そこについては、よくよく検証していただければと思いますけれども。

一応、確認なんですけれども、この特別交付税というのは、仮に竹嶋橋をやりますよとなったときに、最初から完成まできちんと交付税というのは出のでしょうか。その確認で。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。この竹嶋橋架け替え事業が、先ほどの答弁と同じなんですけれども、防衛施設周辺整備法に規定します民生安定施設の整備事業として、国の補助金の交付決定がなされているという前提の下、現在の特別交付税に関する省令の規定であれば、特別交付税が措置をされるということになります。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

- 14番（緒方 直樹君） 14番。つまり、最後まで出るということによろしいですね。そこの出るか、出ないかということなので。
- 議長（永友 良和） 財政経営課長。
- 財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。その事業完了までが、防衛省の補助事業としての採択があるという前提ですね。そこが補助事業としての採択がいただければ、現行の特別交付税の省令であれば、措置をされるということです。
- 議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。
- 14番（緒方 直樹君） なかなか言い方が言い得て妙かなと思います、それはしょうがないと思います。
- それでは、特別交付税の交付決定の有無と、仮に竹嶋橋の予算編成がされた場合については、これは同時進行ということによろしいでしょうか。
- 議長（永友 良和） 財政経営課長。
- 財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。竹嶋橋架け替え事業に関わる特別交付税が交付される時期としては、12月ということになります。その12月を待たずに、事業費やそれに伴う防衛省の補助が採択されればという前提になりますけれども、防衛省補助を予算計上するタイミングで、特別交付税も併せて予算計上する予定でございます。
- 議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。
- 14番（緒方 直樹君） 14番。次の質問は、今のお話で聞く必要がないのかなと思うので飛ばしますが、次に、竹嶋橋につなげる道路の整備、維持管理、橋以外などの工事費、ランニングコストというのは今回の竹嶋橋建設の費用に含まれる予定であるのかどうかということをお伺いします。
- 議長（永友 良和） 財政経営課長。
- 財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。竹嶋橋を含む川田・竹嶋線に関わる事業費は、特別交付税の交付対象となりますが、そのランニングコストにつきましては、交付対象外ということになります。
- 議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。
- 14番（緒方 直樹君） 対象外ということは、またそれ以外の支出が出るということによろしいでしょうか。それについては、どのような対応をされるという考えでしょうか。
- 議長（永友 良和） 財政経営課長。
- 財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。ランニングコストというのは、川田・竹嶋線が完了した後の、将来的に維持費ということになるかと思います。例えば道路の補修であったりとかということについては、その年度の一般会計予算において予算計上することになるかと思います。
- 議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。
- 14番（緒方 直樹君） すみません。私がランニングコストというふうに発言しておりましたので、ちょっと誤解を招くような言い方だったんですけど、要するに取付道路です



よね。そっちのほうの工事費は別途ということでお話を今受けたと認識しております。そういう取付道路の費用等について、どのような、例えば起債するのとか、あと……。 (発言する者あり) ですよね。いや含まれているというお話で聞いていたから。

○議長 (永友 良和) いいですか。財政経営課長。

○財政経営課長 (野中 康弘君) 財政経営課長。すみません、ランニングコストというものの捉え方を、道路が完成した後の通常の維持費として考えておりましたので、そういった維持費については特別交付税の交付対象外ということになりますけれども、竹鳩橋を含む川田・竹鳩線こちらにつきましては、取付道路も含めて特別交付税の対象になるもの、例えば防衛の補助の対象となる見込みのある事業費ということで考えております。

○議長 (永友 良和) 14番、緒方直樹議員。

○14番 (緒方 直樹君) それで少し安心したんですが、特別交付税の、これ次にですね、要するに有無で、多分特別交付税はされると、ほぼ決定なんだろうと私も思っておりますが、仮に何らかの事情で出ませんとなったときは、どのように。町民サービスで何かの支障が出るとか、そもそも何か、いやもうそもそもそれをしないとかという可能性があるのかなと思って、一応その確認です。

○議長 (永友 良和) 財政経営課長。

○財政経営課長 (野中 康弘君) 財政経営課長。竹鳩橋架け替え事業につきましては、防衛省の補助をいただけるということを前提に、今のところ計画をしております。防衛省の補助が採択を、もしされまして、着手した場合については、特別交付税が措置されることとなりますので、議員がお尋ねしているような事態は、今のところ想定をしております。

ただもう1つつけ加えますと、毎年度、内閣のほうで地方財政計画というのを策定されます。これは翌年度の地方の収入支出の見込みというもので、例えば交付税の総額が国の予算に比べて不足するといった場合につきましては、その不足する分について何らかの財政対策、いわゆる地方財政対策が講じられることとなりますので、現時点において交付税がないといった場合に、仮になったとしても、何らかの財政対策が措置されるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 (永友 良和) 14番、緒方直樹議員。

○14番 (緒方 直樹君) 14番。特別交付税というのは、ある程度これで私も理解できたと思います。

次に進みたいと思います。竹鳩橋整備促進期成同盟会の進捗状況、今現在どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 (永友 良和) 建設管理課長。

○建設管理課長 (芥田 賢治君) 建設管理課長。平成30年度を最後に休止していましたが、令和4年度から再開し、令和5年度は令和6年2月に開催しております。今年度も開催する予定としており、木城町、川南町と合同での要望活動も計画してまいりたいと考

えております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。こちらの期成同盟会というのがどこまで活動するのかというのは、ちょっと私は申し訳ないですが、疑問視をさせていただいていましたので、質問させていただきました。今後、この期成同盟会というのは年に1回行うという感じで、要望も挙げられるということですので、ちょっと頑張っていたきたいなと思いますけれども、これについてはそれでいいです。

次に、今回、学校整備費との兼ね合いとかもどうでしょうかということで、質問させていただいております。竹鳩橋とか、今回、学校整備事業とかほかにもあることがありますが、予算。私が一番心配しているのは財政の圧迫、硬直化というのを心配していますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。学校施設長寿命化事業の工期につきましては、財政負担の平準化を図る観点から、当初の見込みよりも長く設定をしておりますが、このことと竹鳩橋架け替え事業との直接の関連はございません。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 直接の関連はないとおっしゃいますけれども、要は予算的なもので、財源は一緒だと私は思っておりましたので、学校だけではなく、ほかの住民サービスとか、竹鳩橋を建設は、私もしてもらいたいと考えておりますけれども、それにすることで15%しか出ません。30%でそのうちの15%ということなんですけれども、それでも現状の今の財政でできていくのかというのが、私はちょっと心配なところがございます。

そこで今回、6番議員の兒玉議員であったり、松岡議員もおっしゃっていましたが、例えば企業立地奨励条例とか、私は撤廃する必要はないと思っておりますけれども、ただ制限をつけてほしいという。それで少しでも支出を抑えてほしいという考えがあります。これはちょっと質問の中に入っていないので、これは私の意見として、もしお答えしたかったら、町長のほうでまたお答えしてもらっても構わないんですけれども、ちょっとまだお話をさせていただければと思います。

要は、昨日の兒玉議員の際に町長が発言された、要は5,000万円しかないんだよというようなお話で、他町と比べたら、上限がですね。それを言われたので、ちょっと私は違うんじゃないかなと思っております。他市町と比べて劣っているとは思っておりません、うちの企業立地奨励条例ですね。条件が甘いと思っておりますよ。分かりますでしょうか。

要は、例えば西都のほうで2億円と言っていましたけど、あれはちょっといろいろな条件等があります。川南のほうも条件等があります。それを比べたときに、計算したらはつきり分かるんですけれども、要は高鍋町は負けていないと、その5,000万円のやつ。

だからかえって多く出しているイメージがあるんですね、私。実際にそうだと思うんですけども、だからそういうことで、そういうものをいわゆる撤廃じゃなくて、年に1社で上限5,000万円でもいいんですけど、2分の1にするとか、そういうふうにしないと、今後、給食費の無料化とかもやられる予定というお話を伺っておりますので、そういうことも考えたときに、今のうちに財源をきちんと抑えるところは抑えてもらいたい。

そうじゃないと、私この竹鳩橋について、ちょっと怖いんですよ、正直言いました。そういうふうにしていただきたいという意見です。これもしお答えしたいということであれば、お答えしてもらっても構わないんですが。

○議長（永友 良和） いいですか。町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、産業振興がなかったら税収も、あるいは町民の生活も福祉も医療も国もないんですね。ですから、全国の市町村も企業誘致、地場産業の振興をやります。これを止めてまでやることというのはあるとは、全国どこの首長、今日も実は西米良の黒木定蔵村長と話もしたんですが、先日の議会でこういう話をしたと。またそのとおりだと。それをやらなかったら、自治体というものに産業がなくなったら、どうなるんだと。国もそうですよ。税収も雇用の場もなくなったら、どこから生まれるんですか。公務員の人も、どこからもととの税はどこから生まれているかと考えとかなないと、非常に厳しいものになる。

どこが、全てが、周りの条件はいろいろ出すんですけど、条件がいろいろあると言っても、私は最近変えられた都農町も、大きく企業誘致の上限を上げられた。木城町9,000万円まで。どこも条件いろいろあるんですけど、全て誘致するための条件で、それを上げられておられます。特に木城町に至っては、毎年出されます。上限を書かずに。それほど企業が来ない地域、企業誘致して次の長期的な産業を起こすこと、雇用の場の振興、極めて重要だということは誰もが思っていることです。

聞いてください。それもなくて、特に竹鳩橋を建てるということの目的の1つ、私は5つあると思っています。まずは災害対応です。非常に重要です。それから安全性、今は事故もあり、亡くなった方もある。それから住民の交流、今でも2,000台が通るんですから。それから命の道です。消防署があり、病院があり、救急車が通る。

それと5番目が、やはり交通の要所です。これは経済、あるいは流通の拠点づくりとか、それが非常に重要になるわけです。これは将来、未来の地域、高鍋町ために、これなくして考えていって、学校の設備も長期的な産業を生み出すものを作っていく限りは、これもできないというふうに、誰も私は考えるんじゃないかと思います。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 町長、すみません、勘違いされているようですが、私は企業奨励条例を撤廃しろとは言っていないんですよ。私は、少し補助率、要するに今、上限5,000万円について、今、条件が甘い、緩いというようなお話を私はさせていただきましたけども、要は、例えば1年で、3社、4社来ますよ。それで条件さへ合えば、出

しますよ。そこで、例えば1億5,000万円とか、その年々に出る可能性があるということをするので、ほかのことのしわ寄せが出てくるのではないかという。

だから、今、竹嶋橋をします。学校建設も整備もあります。私は小学校の給食の無償化、僕はすごくいいことだと思っているんですよ。でもそれをするためには、どこから財源を出すんですか。それだったら、企業を1社、多くても2社までに限定してやっていただきたい。十分、今の状況で、ほかの他市町村より優れていると思うんです。要するに、条件が甘いと言ったら言い方が失礼だと思います。ただ、そこに関してちょっと抑えて、その支出を抑えることで、その支出を、あとでお話しようかと思っているんですが、人口増加のほうに回しましょうよというような御提案をさせていただきたいんですよ。

決して企業を誘致することが悪いとか、そういうことは一切言っていない、私は。それはやるべきことだと思いますけど、ただやるにしても、基本的にちょっと抑えてください。できれば、5,000万円の上限はそのままでは私は構わないと思いますけど、2分の1であったり、3分の2であったり、そういうふうにして、ほかのサービス、行政サービスであったりとか、そのほかやりたい事業、ほかにもどんどん出てくると思います。そのときに余力がなければできないことも、ふるさと納税とかも、今回あとで一般質問しますけども、そちらのときに前回7億5,000万円ぐらいでしたかね、今回15億円の予算つけていますけども、まだ実際に15億円きちんとできるかどうか分からない。

だから、予測として15億円ですよというふうにさせてもらっていますけど、それが悪いとは言いません。ただそれについて、まだ実績が、昔は20億円とかありましたけど、今の現状でそれが実際に可能かどうかということもあります。ただそれだったら、今のうちにそういう企業関係、率先して誘致、町外の企業を誘致するというのは私も大歓迎だと思いますけども、ちょっとそこを抑えてほしいと言っているんです。そうすることで、私たち、要するに竹嶋橋を建てるということは、それだけ財政についてちょっと心配、竹嶋橋だけなら私も何も文句言いません。心配しておりませんが、そのほか以外のことももろもろ考えたときに、誘致企業関係を少し蛇口を閉めてもらいたい、それだけなんですよ。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業誘致奨励条例が平成元年にできたんですね。今から35年前、それから私が町長になるまで、実は30年近く1社だけです。ユニフローズさんですね。企業誘致ってなかなか来ないんですよ。特に東京いると、今すごいですね。九州って、熊本、ものすごいですね。黒木さん、高鍋町どうなんですか。来ません。争いですから、よそに行くことがものすごい多いですから、何件も企業誘致ができて、心配する、そんな状況になってみたいと思います。要するに、ふるさと納税に子育て、教育とか、これ一番頼っちゃいけないとよく言われます。どう変わるか分からないです。

ただ産業の集積、固定資産税か雇用の場、これこそがこれから未来の財政を支え、つくっていくと。産業立国ですよ。これやらなくて、石橋を叩き過ぎて、そうだからというこ

とはございませんし、私は今もなかなか企業が来てくれないという、周りが常にどんどん補助額を上げていっているんですね。本当に競争ですね。高鍋町は5,000万円のままですし、15年前からそのままです。雇用の補助を足しただけです。見直しがあるとする、今後、周りにたくさん企業が誘致されたりする中で、高鍋町が取り残されたときに、またやるかという話もないような気がします。

竹鳩橋を造る。だから企業誘致とかは後に回しましょうということは、あつてはいけないんです。それをしながら、10年近くかかる建設費用というので、35億円の場合は6億円くらい、それで5%。それを10年間くらいで払っていくと考えますと、そう負担はないだろうと思います。そこで、これを一般財源を基に、企業誘致もしながらそういうことができれば、すばらしいと思っています。

もう1つ、またもう一度言います。ふるさと納税に頼るのは注意してくださいと、よく言われます。どう変わるか分からないからです。我々はその辺のところに、特に教育、子育て、もしここに充てることは非常に注意すべきことだというふうに、国の方にも言われます。ですから、我々はそういう変化に対応しながら、未来、長期的にどういう地域を作っていくか、このことが非常に大事だということですね。これを考えておく。

それから学校施設の話も出てこられますけれども、これ20年後ですね。まだ国の方針が5年、10年先どう変わるか分かりません。その方針の流れの中での計画ですので、これもまた先を見ながら、不安があっても何もしないということに持っていくと、地域とか、あるいは地方自治とはどのような状況の絵が描けるのでしょうか。我々はチャレンジします。そして、そのリスク管理も少し背負うことになりますけれども、無理・無駄なこと、あるいは極めて危険なことはしてはいけませんけれども、チャンスはやはり逃がしてはいけない、これは町民にとって大きなことだと考えます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 町長の考えは、そういう考えもある。それだったら、私は逆に、極振りしてもいいかなと思います。つまり、企業立地奨励条例、私は撤廃してほしくないし、できれば蛇口閉めてほしいというような意見は変わりませんが、確かに企業がなかなか来ない、他町のところに来たときに、先ほど言った、例えば給食費のサービスとか、要するに子育て世代の方が高鍋町に来やすい政策に重視してもいいのかなと思います。

両方ともできればいいと思いますけれども、どちらかと言えば、私は企業も来てほしいけど、それ以上に住民、人口を増やす、そっちのほうがよりいいのかなという、これは私の判断です。これは町長の判断とは全然違いますので、いいですよ、町長、すみません、私にしゃべらせてください。要は、そこに関して、私はそういうふうに思っています。

町長も当然、人口を増やすためのことも考えていますけれども、私、それだったら、企業に関してゼロにするんじゃないで、多少厳しくしたとしても、ほかの他町とそこまで変わらないのであれば、同じとは言いませんけど、若干優位性を持たせつつ、住民、子育て世代であったりとか、そういう人たちが来れる政策を、町長も当然考えていらっしゃる

思いますけど、そこら辺にもうちょっとシフトを、力を入れてほしいという考えなんですよということで、次に進めていきたいけど、町長、どうぞ。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。これ、答弁要るんですか。町長の。いいですか。町長。

○町長（黒木 敏之君） これは私だけでなく、どこの首長も思っていますけど、学校給食、子育て、学校施設、これも全て地域の産業が生み出し、そこで生まれる税、雇用が生み出しているんです。税金ってどこから生まれてきますか。そこにもし産業も何もなかったら、そういう住民サービスはできません。ふるさと納税ですか、これを一番、子育てあれば頼るべきではないところです。

やはり町や地域の人口を増やし、豊かにする、これはこの地域にどれだけの産業、どれだけ企業、どれだけ雇用の場があり、固定資産税が生まれ、設備投資が続き、長期に続く企業があつてこそ、その地域が強くなるんです。これは誰もがそうであり、産業立国、産業があつて成り立つ今の、共産国の国でもそうですし、当たり前のこととございますので、税金がどこかから来て、使うというのではございませんので、そこは、我々がどう産業を起こし、雇用の場を増やし、税収を生んでいき、町や地域を活力を生む、そこに人口増加も、教育も、子育ても、財源が生まれると思っていくのが、私は基本的にどこの首長と同じく、それが正しいと思っております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。ちょっと考えが相入れないのかなという。悪いことではないんですよ。これに関してはですね。卵が先か、鶏が先かなのかなというイメージを持ってしまいましたが。取りあえず私的には、誘致企業はそのまま継続してもらいたいというのは変わりません。ただ、蛇口閉めてください。住民サービス、要するに子育て世代の、要は高鍋町に住んでもらえるようなことをやってもらいたいというだけの話です。

先ほど企業が来ないという話も、それはもう当然なんです。それ分かるんですよ。ただ、そこに関して、今後のことを考えて、私が一番心配しているのは財政の硬直化を心配していますので、そのときに企業を緩めて、その分、住民を入れるみたいな政策に論点を変えるというのも、1つの手じゃないですかということだけお伝えする、そこです。別に誘致企業が悪いとは、私は一言も言っておりません。そこは御理解、お願いします。では、次に進みたいと思います。

次に、ふるさと納税、当初予算目的達成のために、町長が考える政策を伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ふるさと納税制度は、地場産業の振興、新たな関係人口の創出に大きく寄与するものでございます。制度基準にのっとりながら、魅力ある返礼品の開発に取り組み、目標額15億円の達成に向けて尽力しております。まずは肉類の返礼品の強化として、商品開発や品目の追加を図っているところです。また昨年10月の基準改

正に伴い、返礼品に対する総務省の確認作業が長期にわたり、その間、出品が止められておりました。キヤノン製品のカメラ及びレンズも、出品が再開されました。こちらもふるさと納税の獲得に、多く寄与するものと考えております。その他、効果的な広告による寄附者層へのアプローチ強化に取り組み、目標額を超える寄附の獲得を目指してまいります。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。現在のふるさと納税返礼品取扱いをしている対象事業者数を、お願いいたします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。返礼品の取扱い事業者数でございますが、令和6年6月1日現在で85事業者でございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。以前、撤退した事業者がいらっしゃると思いますけども、その中に入って復活されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。国の見直しました返礼品基準、こちらに合致するよう本町の返礼品を見直しました際に、ふるさと納税の事業から撤退をされた事業者についての御質問かと思えます。再度参入された事業者はございません。返礼品基準の見直し、それ以外のタイミングで撤退をされ、また再度参入をされた事業者はいらっしゃいます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） ちょっと確認ですけれども、撤退した事業者が復活しない理由はお分かりでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。再度の参入をされない理由につきましては、取り扱われている商品、こちらが国の定める地場産品基準に合致をしないということが主な理由と捉えております。その他、それぞれの返礼品の梱包、また発送の業務、こちらにその事業者さんが対応ができない、またこれらの事業で採算が取れない、これらが理由ではないかと思えます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） そのような理由でということなんですけれども、再度またやっていただきたいなと思うんですけれども、具体的な案とか担当課のほうでフォロー、もしくは提示などをされていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。再度のお願い等々についてでございますが、まず新商品の開発、これらや事業所様の新規の開拓などを行う際には、撤退をされました事業者様を含めまして、地場産品の基準に合致した商品、こちらでのふるさと納税事

業への参入について、定期的に訪問をさせていただくなどのアプローチをしております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） そのアプローチを大事にさせていただいて、少しでも多くしていただきたいと思います。

それでは、返礼品で人気のある品、商品とかは把握されていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。人気のある商品についてでございますが、お米、またモモの炭火焼き、焼酎などが人気の商品でございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） それらの商品をアピールする手だて、よりよくアピールする手だては考えていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。PRの対策につきましては、複数のサイトに本町の返礼品を現在掲載しておりますが、そのサイトごとのイベントに合わせた広告の展開や、都市圏で行います祭事会場でのふるさと納税関係のチラシの配布などを積極的に行っております。また、このほか町の観光サイト、町のふるさと納税ライン公式のアカウント、また移住・定住サイト、自分日和などを活用した情報発信や、ふるさと応援大使の方々と連携した情報発信などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） よろしく申し上げます。

続けて、寄附額で一番多い金額とその件数を申し上げます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。令和5年度の実績で言いますと、寄附単価は1万4,000円の寄附が最も多くございました。寄附の件数は5,833件、寄附額は8,166万2,000円でございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 1万4,000円ということなんですけれども、例えばそれで寄附しやすい金額面で多い品ぞろえをする考えがあるかどうかを伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。寄附件数の多い返礼品でございますが、金額に合わせまして、それよりも商品そのものの魅力が大きいのではないかと考えております。寄附単価のみでの寄附件数の伸びというところまでは捉えておりません。そのため、高鍋らしい魅力ある商品、こちらの開発に今後取り組んでまいります。また寄附額は、事業者の判断による商品単価、これを基に寄附単価、それぞれ設定をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。



○14番（緒方 直樹君） 今のお話で、次に納税額を増やすための調査ということ、要するにふるさと納税です。例えば他市町村の動向とかは調査されているのか、また調査されているのであれば、どのような分析を生かしているかというのがあれば、教えてください。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。ふるさと納税に関する調査につきましては、近隣の市町村、こちらのふるさと納税の担当者を訪問し、情報の共有を行っております。また各サイトが実施をされます勉強会、こちらに県外の自治体とも参加をされておりますが、そちらと情報共有をし、他自治体の取組や動向の把握に努めております。

また調査結果の活用でございますが、本町のふるさと納税に生かせるものについても、これまで取り入れております。肉類の返礼品の強化、こちらにつきましても近隣の市町村との情報共有の中で得られたものでございます。本町に必要な部分として、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。今回15億円という予算計上をされておりますので、ぜひとも15億円とは言わず、それ以上のふるさと納税額を取得できるように、担当課のほうでまた頑張ってくださいと思います。基本的に、こちらの寄附額が私的には、例えば1万4,000円ということで、仮に5,000円だったら5,000円の品そろえを多くすると、仮にですよ、したときに増えるんじゃないかと、ちょっと安易に考えておりましたので、そこら辺も一考していただければと思います。

では次に、人口増加・移住・定住支援の推進及び支援の拡充ということで、現在の進捗と支援ということで、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。人口増加・移住・定住支援の推進及び支援の状況でございます。まず現在の移住・定住促進に活用しておりますホームページ「自分日和」につきましては、今後、名称を「高鍋町移住・定住のススメ」と改め、サイト内容もより分かりやすく利用しやすくなるよう、改修を予定しております。また、SNSを併用するなどし、高鍋町の魅力をより広角的に発信したいと考えております。

空き家バンクの利活用につきましては、空き家物件等の掘り起こしに力を入れまして、登録物件を増やしつつ、リフォーム等の費用の補助支援、これを活用することで空き家解消の推進を図りたいと、より多くの移住者の受入れにつなげていきたいと考えております。また、地域おこし協力隊、こちらを幅広く受け入れる環境を整備し、移住者の方に来ていただきながら、併せて町の魅力をその方々に発信いただき、地域活力の向上につなげていきたいと考えております。また、移住支援の拡充についてでございますが、地域おこし協力隊を受け入れる際の環境整備、こちらにつきましても国の交付税等を活用しながら、人件費や活動費等の予算拡充を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。今、SNSとか自分日和ですかね、名前変更するということはちょっと私初耳でしたので、ちょっとあれですけど。それ以外のほうで情報提供というのは、もう先ほど言ったSNSということでもよろしいですね。

じゃあ例えば県のほうの定住支援の内容とかは、これに利活用というか、同時併用で何か使っているとか、そういうことはあるんでしょうか。それともしていないのかというのだけ、お伺いします。

○議長（永友 良和） ちょっとしばらく休憩します。

午後1時59分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。移住・定住支援の県という形でのお答えといいますか。こちらで現状やっております移住・定住支援につきましては、国・県の補助等を活用して実施をしている状況ですが、そちらについての御説明を少し差し上げたいと思います。

移住者への支援内容でございますが、まず移住支援金として東京圏、名古屋圏、大阪圏の3大都市圏、並びに福岡県から高鍋町へ移住をされた場合、世帯の場合にあっては100万円、単身世帯、単身世帯ですね——の場合にあっては60万円を支給しております。また18歳未満の世帯員をお連れになって移住される場合は、18歳未満のお子様お1人につき100万円、こちらを加算をして支給しております。

次に、空き家バンクの利用者に対する支援として、県外の方が高鍋町へ移住することになった場合は、空き家のリフォーム費用につきまして最大100万円、家財道具の撤去につきましては最大20万円、こちらの補助を行っております。また地域おこし協力隊として高鍋町へ移住された場合には、条件はございますが、毎月4万5,000円を上限に、家賃補助を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。では町独自の支援とかは考えていないというか、今後する予定があるとか、そういうことはありますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。町独自の移住支援は、現在のところは行っておりません。独自の支援につきましては、各自自治体においてそれぞれ地域の持つ特性に合った取組を進めておられるところと考えます。今後、先進事例の参考にできる部分を取り入れながら、限られた予算の範囲で本町の特性に合った移住・定住支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。できれば、町独自の支援というのは考えていってほしいと思っています。先ほど、町長と熱く討論させていただいたところでございます。ちょっと町長もまだ言いたいことがあるのかなとは思いますが、私の最後にまとめとして、正直、竹嶋橋をするのであれば、何か支出を（ ）めてくださいということは、ちょっと御理解してもらいたいということと、その分、今言った人口増加、移住・定住であったりとか、そっちのほうに、今、町独自で何もされていないということですので、ぜひそっちのほうに力を入れてもらいたいという考えが、私の中ではあります。

決して町長が手を抜いているとは思いません、正直言いまして。企業のほうに一生懸命なのかなという、失礼しました。そういうふうな。（「全然誘致できていませんから」と呼ぶ者あり）誘致できていますからね、いろいろと。そこでちょっと蛇口を閉めて、その分、こっちのほうに。先ほど言った給食費、僕はあれすごくいいことだと思っています、それについては。それが人口増加のほうに、微増になるかもしれません。もしかしたら、そのままキープかもしれませんけれども、少なくとも人口減少を歯止めする、1つの一翼として担える可能性は十分担っていると思いますので、そこら辺でちょっとシフトチェンジ、景色を変えていただきたいというのが私の考えです。

それを受け入れる、受け入れないというのは町長のお考え次第ですので、そこはこういう意見もあるんだよということを、心の片隅にでもちょっと止めていただければと思います。そうでもない、今回、竹嶋橋でいいよ、悪いよとかあります。正直言えば、建設自体に反対される方も当然いらっしゃる。少しでも安心して、竹嶋橋はこれするんだ、竹嶋橋して、こういうメリットもあるけど、デメリットはこうだよって、本当だったら町民に対して説明とか、もっと幅広くしてもらいたいとかもありますし、そこはやっていたほうがいいのかと思うんですけども、そこに関しては町長にお任せするとして、やはり竹嶋橋するだけじゃないですよ。ほかのこともいろいろあるということも踏まえてですけども、する以上は、何かしら圧迫されるというのは間違いないと私は考えております。

そこに関しては是々非々、いろいろとお考えがあるとは思いますが、それだったらそこに関する、何も問題ないんだよということをきちんと説明してもらいたい。資料も提示してもらいたい。今度7月に調査が終わるということで、できればその後すぐ議会と話し合いとか、そういうことも場をきちんと設けていただきたいと思っています。ちょっと私の考えばかりで、町長、すみません。発言、本当はされたいのかなと思うんですが、されませんか。されるんだったら手を挙げてください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。人口減少、これは日本全国そうですね。人口減少対策、あるいは教育、学校施設、これね何度も言うんですが、産業集積がその全ての根源にあるというのは、大事な考え方ですね、今の我々の地方自治で。僕は、企業のことしか考えていないことは、あるはざがございません。それは人口減少というのが一番大きな課題であり、

それには向かっていきます。

ただ、本末転倒になっちゃいけないんです。竹鳩橋を造るだけが目的で、企業も誘致しない、教育にも怠る、人口減少もしない、竹鳩橋は1つの手段であって、大きな目的ではございませんので、竹鳩橋ができることで安全で安心な、あるいは災害に強い、住民の交流ができて、命の道ができ、産業の集積が生まれる、その町を作る。

5番目の産業の集積という意味では、本末転倒になって、竹鳩橋ができてこそ、さらには様々な産業が来てくれるという、そういう発想に立つというのは極めて重要で、それこそが根本的な人口減少、あるいは様々な住民生活をより豊かにするということは、非常に大事な考え方です。

○議長（永友 良和） 14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 竹鳩橋反対とかは、私一言も言っていないつもりですよ。するのであれば、財源の圧迫化を招かないようにしてくださいというのが、私の今回の趣旨です。ですので、そこは町長、履き違えてもらおうと、私も立場がございません。そこはちょっと考えていただきたいと思います。

とにかく財源の確保が、竹鳩橋、ほかのこともやりたい、その後何年かたったときに、これもやらないかんということも必ず出てくると思いますので、そのときに硬直化していたら、財源が動かないと、やりたくてもできないとなることがないようにしていただきたい。そのために、1つの手段として、企業の今のやつ、ちょっと条件が甘すぎるので、もうちょっとだけ厳しくしましょうと言っているだけです。

何も企業を呼ぶなど言っているわけじゃないんですよ。そこは勘違いしないでください。もう正直言って、これ以上、お互いのお話ということになりますので、そこに関してはそういう思いがあるんだということ、企業を呼ぶこと自体が悪いとは言っていないんですけど、ただ、今、それよりももうちょっと住民（ ）、人口増加のほうに目を向けていただきたいということですので、そういうことを今回、メインでお伝えをしておりますということです。

○議長（永友 良和） もう同じことになるから……。

○14番（緒方 直樹君） ということですね。まだ町長、しゃべり足りないと思いますが、そこは我慢していただいて、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永友 良和） これで、緒方直樹議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時20分より再開いたします。

午後2時08分休憩

午後2時18分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

## 日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、15番、古川誠議員の質問を許します。

○15番（古川 誠君） 15番、古川誠です。今議会最後の一般質問となりました。2日間多くの傍聴ありがとうございました。今回もそれぞれの議員、高鍋町のためを思っ  
ての質問だったと思います。今後も厳しくとも温かく見守っていただければと思います。  
それでは、通告に従い一般質問を行います。

ここ数年で学校の教育環境は大きく変わりました。その中でも一番は、GIGAスクール構想による児童生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備が行われたことですが、文部科学省は2019年12月にGIGAスクール実現推進本部を設置し、小学校の学習指導要領の改訂が始まる2020年から4年間をかけて、順次、ICT環境を整備していく計画でした。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、全国的に休校措置を取らざるを得ない状況を経験した政府は、計画を前倒しし、2020年度中に補正予算を組み、整備を進め、高鍋町でも国の補助金を利用し、整備を行ったところです。

GIGAスクール構想の目的は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることとされており、GIGAとは、「グローバル&イノベーション・ゲート・ウェイ・フォー・オール」の頭文字を取ったもので、Society 5.0時代を生きる子どもたちの未来を見据えて、社会環境の変化の激しい世の中でも順応していけるように、ICT機器を活用した新しい教育の転換の意味合いが込められています。

私もこうした時代の変化に取り残されず対応していけるよう、一般質問でGIGAスクール構想の推進やタブレットの使用について、学習支援ツールの活用についてなど質問をしまりました。

その中でも令和5年第1回定例会では、AI型教材キュビナを導入してほしいという質問を準備していましたが、令和5年度から導入を予定していると聞きまして、教育委員会のスピード感、フットワークのよさに感激をしたところです。

AI型学習ドリルキュビナとは、GIGAスクール構想の目的であります、ICTを活用した個別最適かつ協働的な学びを達成するために必要不可欠なAI型のアダプティブラーニング教材で、一人一人の理解度・習熟度に合わせて、AIが間違いの原因を解析し、数万問の問題の中から個別最適化された問題が出題されるようになっており、単元や学年をまたいで一人一人に合った問題が出題されますので、児童生徒の意欲を向上させるとともに、資質能力の確実な定着に結びつける学習教材です。

そこで、高鍋町での導入が始まり1年がたったわけですが、キュビナを使用したことによる子どもたちの学習の成果と、町としてキュビナの導入をどのように評価しているか、まずお伺いしたいと思います。

以上、登壇しての質問とし、項目1の詳細についてと項目2、3、4につきましては、

発言者席にて行います。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） キュビナにつきましては、A Iの分析に基づき、一人一人に応じた問題を解くことができますので、授業や家庭学習において自主的に学習に取り組む児童生徒が増えたことが成果として現れております。

また、教員も児童生徒の学習進度や正答・誤答を瞬時に把握できますので、きめ細かな指導を行うことができ、学習指導の充実も図られております。

これらの学習の成果に加え、プリント印刷や採点の業務も必要なく、教員の負担軽減にもつながることから、町としましては、キュビナを活用するメリットは十分にあると考えており、今後も継続して活用してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） それでは、これからの小中学校の学びについて質問をしていきたいと思っております。

まず、金融教育についてですが、学習指導要領の改訂により、2020年4月から小・中学校・高校での金融教育が義務化されました。

その背景には、少子高齢化の影響により年金財政の悪化や、将来的には公的年金のみで老後の生活を送ることは厳しくなると予想され、年金に頼らず自力で十分な資産を形成していくことが求められるようになっていること、成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、クレジットカードの作成・決済・銀行口座の開設など様々な契約が本人の意思だけでできるようになり、詐欺などの金融トラブルに巻き込まれる可能性がこれまで以上に高まっていることなどがありますが、正しい判断をしてトラブルを避けるためには、金融リテラシーを早い段階で身につけることが重要です。

金融教育では、子どもがお金に関する知識や社会人として自立し、豊かに生活していくための態度を身につけることが期待されていますし、資産形成や金融トラブルの防止がより重要になっている現在では、学校教育の中で早期に金融教育を行うことの必要性はより高まっていると思っております。

そこで、高鍋町の金融教育の現状をお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 小学校では家庭科におきまして、金銭の大切さと計画的な使い方や売買契約の基礎について指導が行われております。

中学校では技術家庭科におきまして、物の購入方法や支払い方法の特徴、消費者被害の背景とその対応等について指導が行われております。また、中学校では社会科におきまして、生産や金融などの仕組みや働きについても指導が行われているところです。

これらの指導事項は学習指導要領に示されているものであり、授業を通して確実な理解が図られるよう、学校現場において取り組まれております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 只今説明を頂きましたが、今後の取組についてですが、道徳や社会といった元ある科目の授業にお金や社会のことを学ぶ部分が追加されるため、今説明がありましたように、金融教育を単独で扱う科目が新しく設けられるわけではありませんが、小学校で行われる金融教育の目的は、お金に関する知識経験と社会で生きていくための基礎を習得することで、低学年はお小遣いなどを計画的に使うこと、中学年では欲しいものの区別や預金には利子がつくことなどを学び、中学校ではライフプランニングなどを理解することや将来の自立に向けた基礎的な能力を育てることを目的とし、金融の機関の種類や機能について学んでいくとされております。

これまで日本には、お金は汚いもの、もうけることは悪いことと考える風潮があり、学校でもお金の話については積極的に行ってこなかったと思います。

以前、どこかの市長が小学校に行き講義を行った際に、児童からの市長の給料は幾らですかとの質問に、1か月100万円ですと答え、すごいなと盛り上がった後、教室に戻り、先生の給料は幾らですかと聞いた子どもたちに対して、先生の給料は100円ですと答えた先生の対応の話聞き、子どもたちが学校でお金の価値について理解することは難しいんだなと思ったことがあります。

今後、正しく金融について理解し知識を身につけていくためにも、地元の金融機関などとも連携し、金融教育を推進していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 金融機関等の専門家から学ぶ機会を設けることは、児童生徒の授業における理解を深めることができたり、金融に対する視野を広げることができたり、充実した学習につながると考えております。

今後、各学校の意向を確認し、金融機関等との連携について研究してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） なかなか先生というのはお金の知識にはたけていないと思いますので、高鍋町にはいろんな金融機関、地元企業がありますので、協力をさせていただいて進めていただきたいと思います。

次に、GIGAスクール構想の推進についてですが、ここからは、以前質問した内容の追い質問になります。

まず、ICT支援員についてですが、今年度から新たにICT支援員を4校で1名配置し、授業支援、研修支援、環境整備支援、校務支援等を行っているところだと思いますが、導入してまだ2か月しかたっていませんが、状況はいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） ICT支援員につきましては、5月から1名を配置し、毎日いずれかの小中学校へ派遣しております。ICT機器の不具合や故障への対応、教職

員への操作方法、授業における活用へのアドバイスなど、各学校のニーズに素早く対応できるように、充実した支援につながっていると考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） それでは、次に、タブレットの持ち帰り状況についてですが、持ち帰りの状況と自宅での使用状況はいかがでしょうか。また、Wi-Fi環境のない家庭への対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 令和5年度から町内小中学校4校ともタブレットの持ち帰りを実施しており、Qubena等を活用した家庭学習に取り組んでいるところでございます。Wi-Fi環境の整備につきましては、各御家庭での御負担をお願いしております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 分かりました。それでは、次に、オンデマンド授業の取り組みについてですが、以前もオンデマンド授業が可能になると、病気で長期に休んでいたり、学校に行けていない子どもも、どこにいても授業視聴することができるようになるということで質問し、課長より、病気等で長期の休みになった児童生徒やなでしこルームに通級している児童生徒などへの授業配信といった活用も今後考えられるとの答弁を頂きましたが、その後の状況はいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） オンデマンドを活用した授業につきましては、学校からの要望も特になく、コストもかかることなどから、現段階では実施しておりません。

今後、児童生徒や保護者からの要望があった場合には、目的や回数、内容、考えられる効果などにつきまして、十分協議した上で対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 今は、学ぶか学ばないか、どうやって学ぶのかも選択できる時代です。多くの選択肢を提供する意味でも、実現はコスト面からも難しいかもしれませんが、ぜひ取り組んでほしいと思います。

次に、今後教育にかかる経費についてです。

GIGAスクール構想の推進が始まってから、タブレットの整備など教育に対するコストが以前に比べてかなりかかっていると実感をしますが、ここ数年でどれぐらいの予算を使ったのでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） GIGAスクール関係につきましては、令和2年度に整備をしており、校内通信ネットワーク整備、専用回線整備、タブレット等購入など合計1億4,690万円を要しておりますが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりますので、



町負担はございません。

保守点検等に係る経費が、令和4年度からかかっておりますが、タブレット保守点検手数料、学習用ソフトウェア使用料などに約510万円、令和5年度は学習用ソフトウェアが増えたことなどによりまして、約1,290万円を要しております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） それでは、先ほど質問しましたICT支援員配置予算490万円の財源の内訳はどうなっていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） ICT支援員配置に係る財源は、補助金等はなく、全て町負担となっております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 以前、配置には国の補助金があるというようなことを聞いた気がしましたので、一応聞いてみました。そしてWi-Fi環境など、これからは経常的な経費として毎年予算に計上し続けていくこととなりますが、これからICTを使用した教育にかかるであろう予算と、この多くの予算を伴う教育の環境変化をどう捉えていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） GIGAスクールに関しまして、これから先、毎年かかる予算としましては、先ほど答弁しましたように、保守に係る費用や学習用ソフトウェアの使用料、ICT支援員に要する経費などがございます。

GIGAスクールにより、全ての子どもたちが公平にICT環境を利用できるようになりました。教職員は一人一人の学習のニーズに応じた指導が可能となり、子どもたちはそれぞれの学びを深めることができるようになるなどの効果を期待できます。

今後も引き続き、GIGAスクールの取組を継続させ、質の高い教育を受けられる環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 教育は町の施策でも一番重要なものですので、お金をけちらず、たくさん予算をつけていただいて取組をお願いしたいと思います。

それでは、次に、AI型ドリルキュビナの利用状況と自由進度学習の実践についてです。

登壇でも言いましたが、高鍋町では令和5年度からキュビナを導入し、児童生徒の個別最適な学びの提供に努めているところだと思っておりますが、各授業の中でキュビナをどのように使用していますでしょうか。状況をできるだけ詳しくお聞かせください。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 各学校には自分の考えを論述したり、話し合い活動を行ったりすることも学習形成には必要なことであるため、これらの学習活動とのバランスを考えてキュビナを使用するよう周知しております。

実際には、小中学校とも国語、社会、算数または数学、理科、英語の5教科におきまして、授業で学習した内容を定着させるために、各授業の週末の段階やテスト前の対策としてキュービナを使用している状況でございます。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 今答弁いただきましたが、今日はキュービナの使用について提案といたします。お願いがありまして、これをやるかやらないかで、高鍋町の学習方法がこのままか、進化して他市町村と差別していくか、大きな転換点に立っていると思いますので、ちょっと長くなりますが、よろしくお願いたします。

私が初めてICTを使った教育を体験したのは、8年前にPTAで西米良村の教育を視察したときでした。子どもたちがタブレットを使って普通に授業を行っている姿にびっくりしたのを覚えています。そのほかテレビ会議システムを活用し、現役東大生が子どもたちを指導する塾も開始したとの説明を受けました。

また、同時期に動画やオンラインで学習を行うエドテックと言われる科学技術を活用した教育が導入されるようになり、私もスタディサプリというサービスを我が子で試してみましたが、そのときはあまりうまくいきませんでした。

しかし、スタディサプリの開発者の、「今の子どもたちは毎日時間に追われて忙しく過ごしていますが、インターネットや動画などICTを活用した学習を行うことで、今までより短い時間で学習を理解することができるので、その余った時間で好きなことをしたり、新しいことをしたりしてほしいという思いで開発しました」という記事を読んで感銘を受け、これからはICTを使った教育だと思いました。そして、高鍋町では、令和2年度にGIGAスクール構想でタブレットを整備し、令和5年度にキュービナを導入しました。

私はスタディサプリの開発者が言った、「ICTを活用した学習を行うことで、より短い時間で理解し、余った時間をそれぞれの子どもの好きな時間に使ってほしい」という言葉がずっと残ってしまっていて、キュービナに大変期待をしているんですが、果たして適切に使われているのだろうかと思い、質問をしました。

そして、これからはキュービナを使った自由進度学習の取組の提案なんです。学校の授業の1単位の時間の流れは、先生が今日はこんな授業をしますと説明をしたり、子どもが学習の目当てを記入したりする「導入」があり、次に、先生が黒板に書いて説明する「展開」があって、最後に、習ったことを振り返る「終末」という流れになっています。「導入」、「展開」、「終末」です。

先ほどの説明では、現在高鍋町では、キュービナを最後の振り返り、終末で活用しているということでした。しかし、本来キュービナは、授業の真ん中の展開で使用されるように開発されています。それなら、明日からキュービナを展開で使えばいいと思うかもしれませんが、導入には、先生方の研修やスキルの習得が必要で、すぐにできるものではありません。先生方への研修の実施は難しいので、普通であればここで諦めるところですが、この4月の異動で、東小学校にキュービナを使ったAI型教材活用モデル校として、3年間、宮崎市

の青島小学校で校長を務めた先生が校長先生として赴任されてきました。私はこれは何かの巡り合わせだなと思っております。

そして、先日、校長先生に話を伺いましたが、キュビナを使った自由進度学習は課題もありますが、子どもたちが主体的に学び、今までより短い時間で単元を終えることができ、青島小学校では余った時間を総合的な学習時間に振り替え、学校の近くのこどものくにに協力してもらい、探究学習として観光について子どもたちがプレゼンテーションまで行うという学習を行っています。校長先生は、「高鍋町であれば、アカウミガメについての学習などを行っても面白いですね」とおっしゃっておいりました。

以前の私の自由進度学習の導入についての質問の答弁では、キュビナの開発者の狙いは、個々に応じた学習を自分のペースで進めることで、短時間で単元を終えることができるようになることだが、まずは朝自習などでの活用、授業の定着場面や自宅で活用し、それから授業の展開の場面で活用し、最終的には単元丸ごとをキュビナで学習するといったような活動場면을段階的に拡大していきたいとのことでした。

校長先生いわく、自由進度学習を行うに当たって一番の問題は、これまでと授業スタイルがかなり変わりますので、現場に立つ先生方の意識の改革ができるかどうかということでしたが、学校にはこの自由進度学習をやるかやらないかの判断はできませんので、教育委員会がリーダーシップを取り、来年度から展開で取り組めるように動いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、青島小学校のように、自由進度学習の実践によって余った時間を総合的な学習時間などに振り替えるためには、授業時間特例校に申請する必要があります。キュビナを最大限活用した個別最適で主体的な学びのために、2点について決断をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 現在、各学校で行っております授業は、教員が児童生徒の実態を踏まえ、指導方法を考えております。そのため自由進度学習につきましては、各学校の状況等を踏まえながら、各学校と十分に協議を行い、必要があれば支援を行ってまいりたいと考えております。

授業時間特例校への申請につきましては、現段階では、小中学校ともに自由進度学習を実施した場合の余剰授業時数を算出することはできないため、考えておりません。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 議員の言われました自由進度学習については、個別最適化に向かっては非常にいいやり方だとは理解しておりますが、議員が言われたように、まず職員の方の意識改革も大変になると思いますので、東小の黒木校長先生がそっちのほうにたけていますので、そういった意味で、研修をまず手始めにやっていきたいと思っております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 令和5年度にキュビナを導入し、今回の職員異動で高鍋町にキュビナを熟知した校長先生がやってきたのは、自由進度学習に高鍋町も取り組みなさいと言っているのだと私は思いますので、また、校長先生は高鍋町出身でもありますので、高鍋町への郷土愛もあります。ぜひ高鍋町で長く勤務できるように要望していただいて、取組を進めていただきたいと思います。

それでは、次に、町営住宅の柔軟な活用についてですが、以前の一般質問で、国富町では、本庄高校への支援として、運動部や遠方から通学する生徒の負担を減らすこと、地域活性化のきっかけづくりを目的に町営住宅を改修し、寮として整備し、生徒に提供しているので、高鍋町でも町営住宅を活用できないかと質問をしたところ、国富町の場合は、町営住宅ではなく、民間から払い下げた集合住宅の一部を本庄高校向けに寮として整備をしているということでした。そして、町営住宅の高校生への寮としての使用は、町営住宅の目的外使用の対象として、法令や通知で明示されていないため、高鍋町の町営住宅も寮としては使用できないとの答弁を頂きました。

そのときはそのような答弁で理解はしましたが、それから1年がたった頃、宮崎市が佐土原高校に隣接する市営住宅の空き部屋を改修し、寮として貸し出すという新たな取組をニュースで知りました。以前の答弁からすると、目的外使用になるので、公営住宅法の適用を外すなどして対応しているのかと思い、宮崎市議会の議員に尋ねたところ、地域対応活用計画を策定することで、公営住宅の柔軟な活用が可能になるということでした。インターネットで調べてみたら、学生寮や外国人技能実習生へ、また社宅としての貸出例がありました。

そこで、高鍋町も公営住宅の地域対応活用として取り組むことは可能でしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 本来、町営住宅につきましては、公営住宅法の規定により、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

議員の御質問の町営住宅を高鍋高校の寮として活用することにつきましては、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯等地域に居住しようとする方に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用するという町営住宅の地域対応活用による目的外使用になります。

地域対応活用による目的外使用につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、国に計画を提出し、許可をもらう必要があります。この際の留意事項といたしまして、公営住宅の空き家を利用し、本来、入居対象者の入居を阻害しないこと、現に住宅に困窮していることが明らかであることが国から通知されております。町営舞鶴団地のように、3・4階の高層階に空き家が多い住宅の利用は可能かと考えますが、ほかに高鍋高校生が住めるところがないという困窮性についても計画策定時に必要であり、申請に当たっては十分に調査をする必要がございます。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 十分に調査をする必要があるということでしたが、高鍋高校はラグビー部が花園に13年連続31回出場しております強豪校ですし、女子ホッケー部、ボート部、剣道部なども優秀な成績を収めております。そして前回も言いましたが、県内・県外の生徒の獲得に動いても、寮生活の環境が充実していないということで進学を断念する生徒も多いようで、他校と比べてよい条件で勧誘ができていない状況があるようです。

宮崎県は2008年に学区の撤廃を行い、2020年度から始まった高校授業料無償化により、私立高校への進学も増加傾向で、高鍋高校への入学者数も減ってきている状況です。そして、2027年に開催されます国民スポーツ大会、そのとき中心となる高校3年生は今の中学3年生です。ということは、来年度の1年生をどう獲得するかが、3年後の成績を大きく左右するということになります。

宮崎市が佐土原高校に提供する寮は、3部屋中1部屋が食堂になっており、朝御飯はボランティアの方が来られて作っていただいているようです。このような問題もありますが、高鍋高校から要望があれば、来年4月からの提供に向けて取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 宮崎市と佐土原高校につきましては協定を結ばれており、生徒個人ではなく、佐土原高校が市営住宅を賃貸することとなっていること、また、寮のように住宅を利用することにつきましては、佐土原高校のほうで利用方法を決めて、宮崎市と事前協議をしてきたとのことを宮崎市から聞いております。

高鍋町営住宅を高鍋高校生の寮として利用することにつきましては、高鍋高校からこのように利用したいという要望があれば検討することは可能と考えておりますが、先ほど答弁しましたとおり、計画書の作成や協議等を行う必要があります、現時点では4月からの提供は困難だと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 先日、近くに住む方が私の職場に来られて、恐らく3月議会の議会だよりを読まれたのだと思いますが、あんたの言うとおりのやわ、高鍋高校への進学率が減ってきていて、このままやと将来廃校になるかもしれん。高校があることは町の活性化にもつながるから、その辺を町長はどう思っているか、今後また質問で聞いていって聞かれまして、町長も分かっていますよと答えておきましたので、今後も支援を、町長よろしく願いいたします。

次に、小中学校施設の老朽化改修についてですが、以前の答弁で、改修については、東小は6年から7年、西小学校は5年から6年との説明で、私としては十二、三年で終わるのかと思っていましたが、最近2校で20年との説明に変わったんですが、これは私の勘違いでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 緒方議員の一般質問におきまして、町長が答弁いたしましたように、学校施設長寿命化事業の工期につきましては、財政負担の平準化を図る観点から、当初の見込みよりも長く設定しております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 20年といいますと、当たり前なんですけど、今生まれた子どもが完成時には20歳になるということです。さすがにちょっと長いと思うんですが、もう少し短くはないのでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 先ほど答弁させていただきましたように、公立学校施設の整備に関する基本方針に基づき、長寿命化改修を見据えて、町立高鍋東西小学校施設老朽化改善基本設計を策定しております。

改修計画における工期につきましては、公立学校施設の整備に関する基本方針に定められた整備量の平準化を図るということも考慮しておりますので、現段階では、短くなるものではないと認識しております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） それでは、改修のプランというのは幾つかの選択肢があると思いますが、このプラン決定するに当たって、選定委員会などの設置は行わないのか。行うとしたら委員は誰なのか。外部の人間を入れるのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 先ほど答弁しましたように、小中学校の施設改修につきましては、令和4年度に町立高鍋東西小学校施設老朽化改善基本設計を策定し、令和5年度に町立高鍋東西中学校施設老朽化改善基本設計を策定したところでございます。この基本設計を基にしまして、小中学校の整備について、関係各課と十分な協議を行わなければならないと考えております。

選定委員会などにつきましては、現段階では設置する予定はありませんが、今後、協議の中で必要であるという意見が多く出てきた場合には、設置につきましても検討していかなければならないと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 今の答弁で、現在は選定委員会などは設置しないということでしたが、決定するに当たっては多様な意見を聞くべきで、PTA役員、保護者、公民館、これから小学校に通うであろう児童の保護者、また、議員などの意見を入れて議論すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 先ほど答弁いたしましたように、小中学校の整備につきましては、基本設計を基にしまして、関係各課と十分な協議を行わなければならないと考

えております。

繰り返しになりますが、選定委員会などにつきましては、現段階では設置する予定はございませんが、今後、協議の中で必要であるという意見が多く出てきた場合には、設置につきましても検討していかねばならないと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 先日、木城町の義務教育学校、みどりの杜「木城学園」を見学させていただき、校長先生から話を聞かせてもらいましたが、その中で、移住を考えている方が学校を見にこられるという話を聞きました。昨日の兒玉議員の一般質問でも、校舎を木造にすることで他の地区からの転入があるという意見がありましたが、あの新しい地域の交流の場や防災施設にもなる学校は、間違いなく木城町への移住を決める大きなきっかけになると私は思いました。

最近、委員会室などでの議員同士の意見交換の際に、小学校改修についての話をすることもあり、それぞれの議員さん、いろんな意見を持っております。そういった意見が反映されるように要望をしておきたいと思えます。

それでは、次に、高鍋町の自治公民館の在り方についてですが、まず、こども食堂の現状について、令和5年度に社会福祉協議会に委託し、新たにこども食堂を開設するということでした。以前の答弁では、地区公民館での実施もその選択の一つだと考えているとのことでしたが、公民館以外も含めて、令和5年度の実績はどうなっていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） こども地域食堂の令和5年度の実績についてでございますが、令和4年6月からスタートいたしました、まちなかコラボのコラボ食堂に続き、令和5年10月から珈琲屋の無料こどもレストラン、なでしこレストラン、蚊口ふれあい食堂、12月にTSUTAYAたかなべ食堂の4か所が新たに開設し、子どもや地域の方々に無料または安価で食事等の提供を行っております。

このうち、蚊口ふれあい食堂につきましては、蚊口地区学習等供用施設を会場として、蚊口地区の住民が主体となって運営を行っております。

以上です。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） では、どのぐらいの方が参加していますでしょうか。参加者の年代と、また、参加者の反応も分かれば教えてください。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 令和5年度に開催されたこども地域食堂の参加者の状況等についてでございますが、運営スタッフの人数を除いた数でお答えいたします。

まず、コラボ食堂は毎月1回、計12回の実施。参加者は延べ529人。内訳は、子ども240人、大人289人で、子どもは主に小中学生、大人は保護者及び近隣住民の方が参加されております。

次に、珈琲屋の無料こどもレストラン、こちらは4回の実施。参加者は延べ73人で、子ども56人、大人17人。主に独り親家庭の親子が参加されております。

次に、なでしこレストランは、月1回から3回で計12回実施。参加者は子どものみで、延べ351人。主に小学生の参加となっております。

次に、蚊口ふれあい食堂は毎月1回、計6回の実施。参加者は延べ286人。内訳は子ども17人、大人269人で、主に地域の高齢者の参加となっております。今年に入り徐々に子どもの数が増えてきたと聞いております。

最後に、TSUTAYAたかなべ食堂は2回の実施。参加者は延べ140人。内訳は子ども110人、大人30人で、子どもは主に小学生、大人はその保護者が参加されております。参加者の反応につきましては、おいしかった、長く続けてほしい、楽しかったので、また来たいなど感謝の声が聞かれております。

蚊口地区におきましては、独り暮らしの高齢者の方々に積極的に声かけを行っていただいております。月1回であります。近隣住民の方々と顔を合わせて食事をするよい機会となっております。

また、それぞれのこども地域食堂では、スタッフ等のつながりから直接食材の提供を頂いたり、運営スタッフとして協力をさせていただくなど支援の輪が広がってきております。

このような状況ですので、町といたしましても、子どもからお年寄りまで地域の誰もが食を通じて集まることができる居場所となるこども地域食堂の取組に対して、支援を継続していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 大変いい取組だと思いますので、引き続き多くの団体が実施できるように周知とサポートをよろしく願いいたします。

それでは、次に、これからの自治公民館運営についてです。

最近、町民の方から公民館を抜ける人が増えた、役員のなり手がいない、新しい人も入らない、もう俺たちじゃ無理やから、どんげかならんねと言われることが非常に多くなりました。

これまでの一般質問でも、「近年の大災害での自治会の果たした役割などから、自治会が見直されてきており、近年の少子高齢化社会に伴う地域福祉の向上や行政と協働のまちづくりの推進のために、その必要性は確実に増大しているものと認識しております」といった町長の答弁はありますが、だからといって、何か問題を解決するような施策を行うわけでもなく、最終的には、自治なので、公民館と行政は対等な立場なのでということで、町として、問題や課題の解決には積極的に関わってこなかったと思います。

そこでお伺いいたしますが、これから少子高齢化、人間関係が希薄化していく中で、20年後の各公民館の状況はどうなっていると予想していますでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によりますと、20年



後の本町の人口は約4,000人減少すると予測されております。人口減少や自治公民館への加入率の低下により、現在の自治組織を維持するのが困難な自治公民館が発生し、地区合併により全体の自治公民館数は減少している可能性はあると想定します。

また、VRやメタバースなどの技術革新により、他人とのつながり方、コミュニティーの在り方そのものが変化しているかもしれません。しかしながら、20年後推計の約4,000人減少のうち、64歳以下は3,000人以上の減少予測ですが、公民館活動の主体となる65歳以上の減少は1割程度にとどまると推計されており、公民館活動は実際に他人との関わりあるローカルコミュニティーとして一定の評価を得ながら、20年後も活動されていると期待しているところです。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 町長の答弁では、今後、合併や在り方が変わることはあっても、公民館機能は維持できているのではないかという答弁でしたが、私は地域を支える人、支えようとする人が非常に少なくなり、このままでは自治公民館としての機能は維持できなくなっていると予想をしております。

自治公民館と行政の関係を話すと、いつまでたっても平行線ですので、角度を変えて質問いたしますが、公民館というコミュニティーは、今のような状況であれ衰退してはいけないんですが、衰退するであっても、これからはあり続けていいと思いますが、これからは公民館に入っているとか入っていないとか関係なく、様々な人がつながれる、そんなコミュニティプラットフォームをつくっていくことが大事なのではないかと思えます。

例えば、町がどんなに情報発信しても、無関心な人は手に取らない。誘っても関わらない。そんな無関心の方にも情報が届く、つながれる、そして住民、自治体、企業を巻き込み、地域の課題を解決できるような弱者も当事者として参加でき、社会全体でウェルビーイングを共有できるような仕組みづくりが求められると思えますし、町として取り組むべき一番のことではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町内において様々な団体・グループが活動されております。それぞれの団体は、自治公民館への加入を条件とはされておられません。ボランティアやレクリエーション、福祉、環境保護など、同じ目的・目標を達成するために活動されております。各団体とも消防団はじめ団員の確保は年々厳しくなっております。各団体をつなげるように、新たな取組は、今後の情勢、各種団体の動向により、一つにまとまる動きとなるのであれば検討する必要があるかもしれませんが、現状、難しいものと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） そのためには、まず、町長も掲げております対話を行うことが、私は一番大事なのではないかと思っております。

先日、自治公民館連絡協議会の総会に参加しましたが、そこでの行政と公民館は対等だと思える行政側と、行政の下に公民館があると思える住民側の公民館像には、かなりの乖離が

あると感じました。これからは、自治だから、行政と公民館は対等ですからではなく、同じ高鍋に住む者、高鍋を思う者として、問題や課題を共有し、解決していけたらいいなど私は思っております。

それでは、最後に、今月いっぱい御退任されます島埜内教育長に質問をしまして、終わりたいと思います。

教育長は、これまで50年余り教育に携わってこられたと思いますが、この間、日本も大きく変わりました。この50年間の教育人生を振り返り、思うことはありますでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） ありがとうございます。学校教育に限って日々思っていることを述べたいと思うんですが、子どもたちの教育は、この50年大きく様変わりしております。ガリ版、タイプ、ワープロ、パソコン、タブレットと教室の武器は変わってきましたが、それとともに教育のスピードも非常に速くなってきていると思っています。

また、コロナ禍を経て地域社会のつながりは希薄化し、物の豊かさの中で心の豊かさが失われ、満たされない思いだけが心に募ってきています。そうした変化の中で、子どもたちは他者への依存心が非常に強くなり、自分に自信が持たなくなっているように感じています。なかなか感想は思い浮かびませんが、3つお話しさせていただきます。

1つ目は、採用当時、私は先輩方から、生徒を愛するという事は、自分の時間を生徒のために使うことと強く教えられました。その一心で職務に励んできたように思います。教材研究、早朝の補習、部活動、生徒指導等のかける時間は限りがありませんでした。今の働き方改革からすると考えられないことですが、その分、児童生徒、先生、保護者の距離感はある程度近かったような気がしますが、保護者の教師に対する信頼も非常に厚いものがあつたと思っています。

2点目は、教師の喜びは、子どもたちが変化する、成長する場に立ち会うことができることだと思っています。子どもというものは、どんな子ども身の程も忘れて伸びようとし、伸びたいと思っています。様々な教育活動を通して、そんな子どもたちが変化する、成長を見せる、そんな場に居合わせることでできる喜び、幸せはすばらしいものがあります。この最大の喜びは、きっと今も変わりません。

3点目は、学校経営や教育行政に携わるようになって、先生方とともに実践してきたことは、いい学校をつくりましょうということです。

いい学校とは、単に学力が高いとか、生徒指導上の問題がないとかいったことではなく、町民の方々の日常会話の中で、うちの学校はいいがねと言われる学校です。そのためには、子どもたちを決して十把一からげに見ないということです。学校に通うという行動は一緒ですが、子どもたちが背中に背負ってくるものは一人一人違います。ともすると私たち大人は、子どもたちはみんな、親御さんの温かい愛情に包まれ登校していると考えがちですが、お風呂にも入れない、食事が無い、幼い兄弟の世話は大変、布団に寝られないなど、

それこそ人生を背負って登校している子どもたちもいます。この子どもを十把一からげに見ないという教師としての認識は、時代が変わろうと、いい学校をつくるために、教師として心しておくべき第一のことと思います。

昔に比べ子どもたちが多様化・複雑化する中、教育現場の変化のスピードがさらに速くなり、学校への要請事項は多く、なかなか間違いや失敗が許されない時代となっています。だからこそ、子どもたちや教師は試行錯誤を繰り返して、成長していく時間や心理的なゆりの確保が今こそ必要だと感じております。

感想にはなりません、以上です。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） ありがとうございます。ここで終わりたいとこなんですが、もう一つお付き合いいただいでよろしいでしょうか。

私は、町の施策で一番大事なものは、教育長も言いましたけど、教育だと思っております。今日は、ICTを使った教育の話もしましたが、今、時代が大きく変化する中、教育において変わるべきもの、残すべきもの、また、教育が果たすべき役割や教育の可能性など、お考えがあればお聞かせください。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 議員が言われるとおり、私も教育は重点政策の一つでなければならないと思います。

教育現場には、松尾芭蕉の「不易と流行」という言葉がよく使われますが、教育でいう不易は、日本型教育の最大の特徴と言われ、最近、世界各国から注目されている知・徳・体を一体的に教育することだと思っています。

例えば諸外国には、清掃指導、給食指導、部活動指導、道徳科などの言葉はありません。日本では、清掃や給食まで教育として捉え、部活動では先生方が指導し、道徳は学校教育活動全体で豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律ししつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、自然を愛する心など徳育が行われています。このことは、読み書きそろばんと言われる学習の不易とともに、いつの時代の教育においても大切にされなければならないと考えます。

一方、教育は、社会の変化に無関心であってはなりません。流行に対応していくことも、教育に課せられた課題です。例えば教育内容のアップデートや個別化教育とともにICT教育や英語教育、アクティブラーニング、プログラミングなどへもさらなる充実を図っていかねばなりません。

私は、流行は、不易を達成するための社会の変化に合わせた手段として捉えています。子どもたちは、いよいよ正解のない予測不能な未来へ羽ばたいていきます。大学入試では、既に正解が一つではない入試が始まっています。それは、入試の中にあなたは どう思いますかとか、それはなぜですかという問題に現れています。

今後、社会では、急速なAI化やグローバル化が進み、正解のない社会を生き抜くため

には、自分でどう判断し選択するかという自分軸での思考ができ、その根拠とともに他者に説明できる表現力が必要となってきます。

教育の果たすべき役割は、法にあるとおり、人格の完成を目指し、社会の一員としての育成ということにあります。教育で人をつくるということです。

先日、茂木健一郎氏の講演を聞きましたが、彼は、「A Iの発展は予想以上にすさまじい。しかし、結局は人なんです。A Iは答えは出してくれますが、質問をするのは人なんです」という言葉でした。どんな社会になろうとも、人づくりは究極の国家の使命であり、教育の役割だと私は認識しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 教育長、ありがとうございました。お疲れさまでしたと言いたいところですが、最後に、キュビナをよろしくお願いします。

本日は、自治公民館の話もしましたが、私は教育長と同じ地区の住民です。教育長には、これから萩原地区の公民館長として地区を盛り上げていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永友 良和） 以上で、古川誠議員の一般質問を終わります。

島埜内教育長におかれましては、長い間、高鍋町の児童生徒のために御尽力していただきました。改めて感謝申し上げます。今議会が最後になりますので、今日は今までで一番長い答弁をいっぱい聞きました。御苦労さまでした。（拍手）

これをもって一般質問の全てを終わります。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、今日一般質問されました議員の皆様方は、写真を撮影しますので、演壇付近にお集まりください。お疲れさまでした。

午後3時18分散会

---